

平成31年度の 施工管理業務に関する説明会

資料－1

あなたに、ベスト・ウェイ。



資料 1

- 高速道路における施工管理業務の概要 P 1
- 施工管理業務の契約や参加要件、管理員の資格要件について P 9
- 業務実施体制の提案における留意点 P16
- 施工管理業務の見積り上の留意点 P19
- 中長期の業務規模の公表について P23
- 新規発注施工管理業務の概要（建設部門） P26
- 新規発注施工管理業務の概要（保全部門） P29

～参考資料～

- 施工管理業務における今後の業務規模について
（平成 31 年 1 月 7 日公表資料） P32
- 施工管理業務に関する取組について
（施工管理業務の改善に関する取組） P35
- 施工管理業務共通仕様書（平成 31 年 1 月）
（別紙-1）管理員の格及び資格要件 P44
- 施工管理業務積算基準（平成 31 年 1 月） P46

高速道路における 施工管理業務の概要

2019年1月17日

あなたに、ベスト・ウェイ。



目次



1. 当社の工事管理と施工管理員の役割
2. コンプライアンスの遵守及び機密の保持
3. これからの工事管理のありかた

1. 当社の工事管理と施工管理員の役割

◆NEXCO東日本の工事管理とは

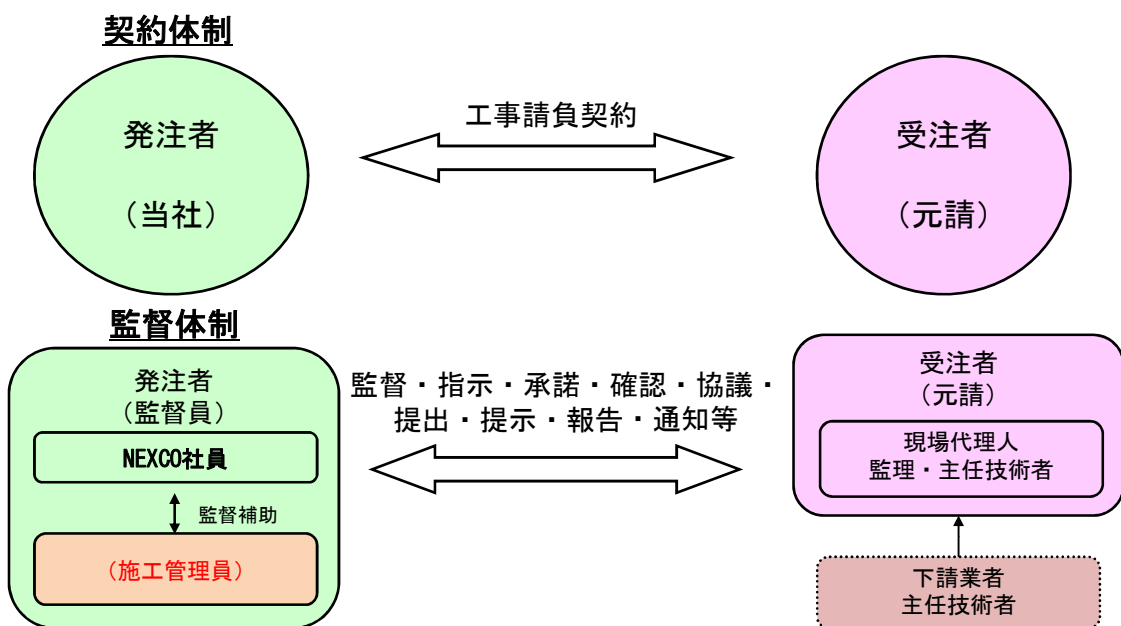
○:工事管理要素



トレードオフの関係にある要素を
統括的にマネジメント

1. 当社の工事管理と施工管理員の役割

◆契約体制と監督体制の概念図



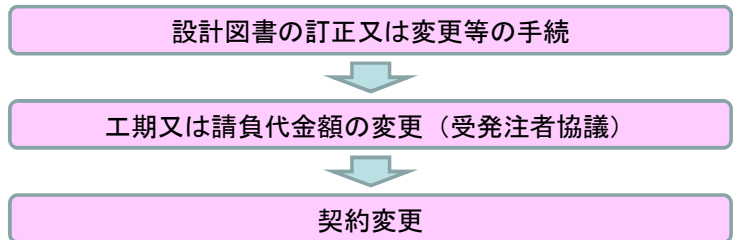
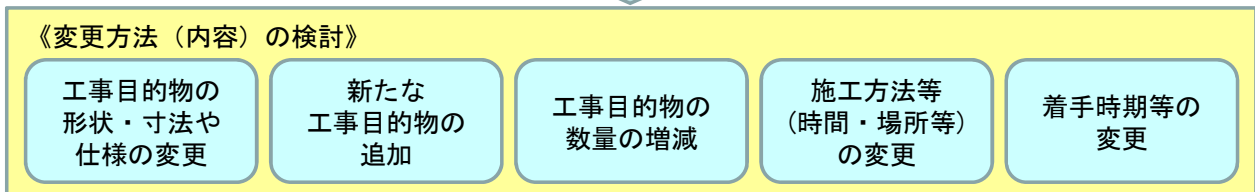
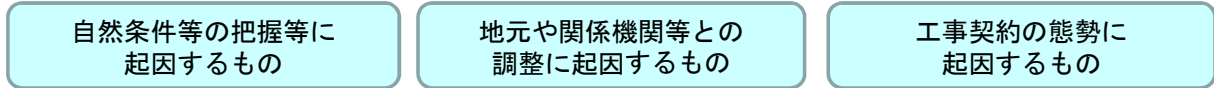
1. 当社の工事管理と施工管理員の役割



◆ 監督と工事管理

建設工事は、「単品受注生産」であり、個別の現場毎に仕様が異なる。
そのため、様々な変更要因が潜んでいる場合が多く、臨機な対応が求められる。

《変更要因》

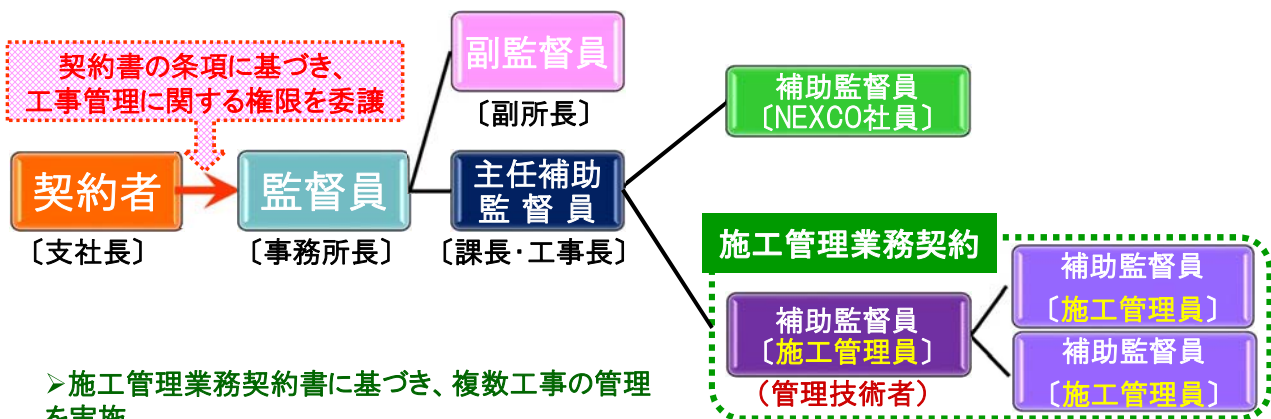


1. 当社の工事管理と施工管理員の役割



◆ 高速道路会社の監督体制

➢ 施工管理業務は、請負契約書・各種要領・技術基準に則り、現場における品質管理、出来形管理等の業務を、管理技術者のもと自主的に業務実施するもの。



➢ 施工管理業務契約書に基づき、複数工事の管理を実施

➢ 監督員からの指示は管理技術者へ
(管理員会社への指示)

➢ 第三者から別の会社と認識できることが必要



1. 当社の工事管理と施工管理員の役割



◆ 施工管理業務の主な内容

段階	内容
調査・設計	調査・設計の補助
工事発注	図面・数量のとりまとめ
	積算補助
工事管理	工法変更簿・新単価作成補助
	安全管理
	施工状況の確認及び検査・立会
	数量の検測
	品質管理

※ 詳細は、施工管理業務共通仕様書で規定



1. 当社の工事管理と施工管理員の役割



◆ 施工管理業務の実施状況(イメージ)



2. コンプライアンスの遵守及び機密の保持



施工管理業務の受注者及び施工管理員は、機密情報に触れることはないが、NEXCO社内で業務を履行することからコンプライアンスの保持に十分留意することが必要

入札談合等関与行為(2条5項)



①談合の明示的な指示

②受注者に関する意向の表明

③発注に関する秘密情報の漏洩

④特定の談合の幫助

(入札談合等関与行為とは)

国等の役職員が、入札等により行う契約締結に関し、入札談合等に関与する行為で、次のいずれかに該当するもの

一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。

具体例：事業者等に、事業者毎の年間受注目標額を提示し、調整を指示すること

二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

具体例：事業者等に受注者を指名、あるいは受注を希望する業者名を教示すること

2. コンプライアンスの遵守及び機密の保持



三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

秘密情報具体例：

①契約制限価格等の積算情報

⑤発注見通しとして公表していない詳細情報

②質問に答える等により契約制限価格の範囲を示唆

⑥技術評価の基準

③申請者や指名業者情報

等々

④内部審査基準などの非公開情報

四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

具体行為例：

①特定の事業者を指名選定する

②落札予定者を選定した割付表を見せられて承認する。

③事業者の要請により工事を分割発注したり、発注基準額の引き下げや発注方法の変更を行う。

2. コンプライアンスの遵守及び機密の保持



公正取引委員会の改善措置の要求(3条1項)

公正取引委員会は、発注機関の職員に入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関の長に対し入札及び契約に関する改善措置を講ずることを求めることができる。

発注機関の回答義務(3条6項)

公正取引委員会から改善措置を求められた発注機関の長は、必要な調査を行い、改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。

職員に対する損害賠償の請求(4条5項)

発注機関の長は、入札談合等関与行為によって、当該行為を行った職員が故意又は重大な過失により、発注機関に損害を与えたと認めるときは、損害賠償を求めなければならない。

職員の懲戒事由の調査(5条1項)

発注機関の長は、入札談合等関与行為を行った職員に対し、懲戒処分をすることができるかどうかについて、必要な調査を行わなければならない。

職員による入札等の妨害(8条)

職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。



2. コンプライアンスの遵守及び機密の保持



<コンプライアンス保持の教育及び報告>

◆コンプライアンス保持の教育

- 受注者は、管理員の参加によりコンプライアンスの保持に関する研修・教育を年1回以上実施するものとする。
- コンプライアンスの遵守に関する研修・教育等の具体的な計画を作成し、監督員が求めた場合には提出するものとする。



2. コンプライアンスの遵守及び機密の保持



<ネットワーク等へのアクセス権限とパソコンの動作記録>

▶ ネットワーク等のアクセス権限

- 施工管理業務におけるNEXCO内部のネットワークのアクセス権限は、各社の規定による。

▶ パソコンの動作記録

- 貸与パソコンの動作記録が保存されている。

<業務の独立性と労務管理>

▶ 施工管理業務の独立性の確保

- 施工管理業務は「準委任契約」として履行する場合、労務管理上の独立性と事業経営上の独立性が必要である。



2. コンプライアンスの遵守及び機密の保持



【参考】「請負契約(準委任契約)」と「派遣契約」

請負契約

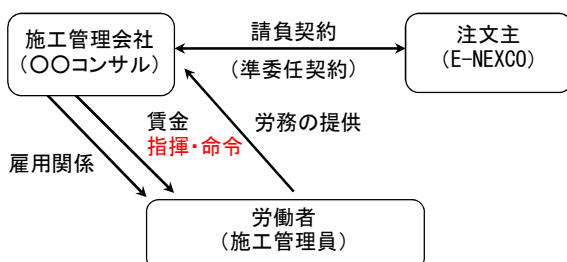
請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするもの(民法第632条)

準委任契約

準委任とは、法律行為以外の事務の委託(民法第656条)をするもの。

※労働者派遣との違いは、請負及び準委任には、注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じない、という点にある

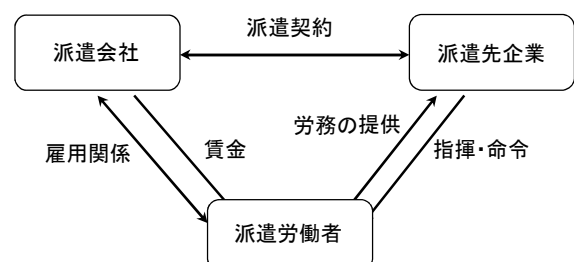
<請負契約(準委任契約)の概念図>



派遣契約

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うこと

<派遣契約の概念図>



2. コンプライアンスの遵守及び機密の保持

【参考】「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」

(S61、H24最終改正 厚生労働省告示) ※準委任契約の場合も適用

要件		具体的内容
労働者 管理上 の 独立性	労働管理上の独立性	労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。 労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと。
	労働時間管理上の独立性	労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理を自ら行うこと。 労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理を自ら行うこと
	秩序の維持、確保、人事管理上の独立性	労働者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと。 労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。
事業 経営上 の 独立性	経理上の独立性	業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。
	法律上の独立性	業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと。
	業務上の独立性	自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。 自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。

3. これからの工事管理のありかた（建設業における働き方改革）

◆2017年3月28日「働き方改革実現会議」

- 従来では時間外労働規制の適用除外となっていた建設業についても、**改正労働基準法施行の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する「働き方改革実行計画」**が策定された。
- 「働き方改革実行計画」においては、下記の取組みが建設業における今後の取組みとして示された
 - ① **適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進**等に向け、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置
 - ② 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組みを支援
 - ③ **技術者・技能労働者の確保・育成やその活用**を図るための、制度的な対応を含めた取組み
 - ④ 施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上

◆ 労働基準法の改正に向けた予定

- 2017年度(H29)：改正法案の策定
- 2018年度(H30)：改正法案の国会等審議(H30.6.29可決・成立)、改正法の交付(平成30年7月6日)
- 2019年度(H31)：改正法の施行
- 2019年度(H31)～2023年度(H35)：建設業の猶予期間

施工管理業務の契約方法や 参加要件、管理員の資格要件について

2019年1月17日

あなたに、ベスト・ウェイ。



目次

NEXCO

1. 施工管理業務の契約方法
2. 競争参加資格・企業に求める業務実績
3. 管理員の資格要件
4. 業務実施体制の提案時のポイント
5. 設計業務との連携の強化

1. 当社が行う施工管理業務の契約方法

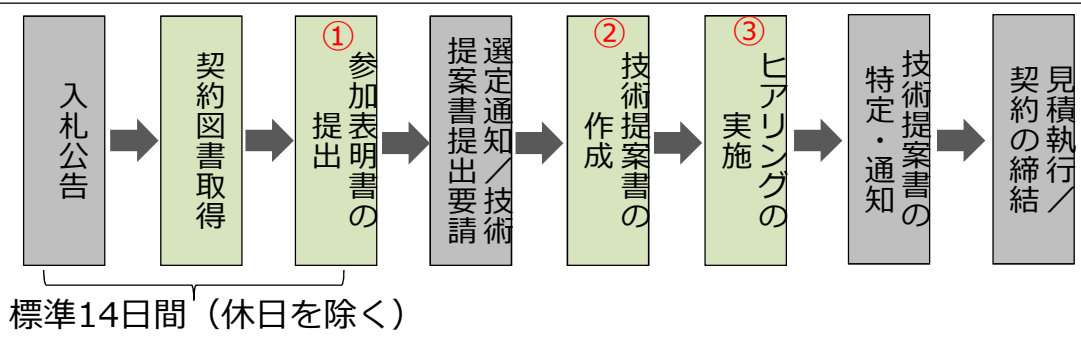


- ◆当社が行う施工管理業務は、当社的高速道路建設・管理運営事業において実施する工事の発注準備、施工段階における監督業務、工事管理業務の補助を実施する業務。
- ◆施工管理業務は、業務を実施する企業及び技術者の技術力等が業務の履行に大きな影響を与える。
- ◆施工管理業務の契約方法は、企業及び技術者の実績・能力を適切に評価できる「簡易公募型プロポーザル方式」を適用する。
- ◆当社が実施する工事は、複数年度に渡るプロジェクトであるため、そのプロジェクトの管理に携わる施工管理業務は、業務実態の評価を実施し、年度毎に継続して随意契約を実施する。



当初契約時 簡易公募型プロポーザル方式①

◆簡易公募型プロポーザル方式の手続きの流れは下記の通り



主な手続き	内容	備考
①参加表明書の提出	業務実施体制/企業の実績/配置予定管理技術者の資格・業務経験	参加表明書を提出した者から3者を選定
②技術提案書の作成	配置予定管理技術者による集合型筆記方式による技術論文の作成 (業務に応じて1~2問程度、1問あたりA4判1枚(300~600字))	書籍・資料の持ち込み可能
③ヒアリングの実施	配置予定管理技術者に対し、提出された参加表明書及び技術提案書に記載された内容に基づくヒアリング	1名あたり30分程度

当初契約時 簡易公募型プロポーザル方式②

◆簡易公募型プロポーザル方式における

参加表明書の評価内容（標準例）

評価項目	内容	評価基準	配点例※
業務実施体制	業務実施体制における技術者等の配置計画	当社の標準配置計画と比較して評価する。	10点
企業の業務実績	同種業務・類似業務の実績	企業の同種業務または類似業務の件数により評価する。	10点
配置予定管理技術者の資格	管理員資格の有無	管理員資格の該当により評価する。	10点
配置予定管理技術者の業務経験	同種業務・類似業務の実績	配置予定管理技術者の同種業務または類似業務の件数により評価する。	10点
合計			40点

※評価基準に対し不適当な場合や実績がない場合、選定しない場合がある



当初契約時 簡易公募型プロポーザル方式②

◆簡易公募型プロポーザル方式における

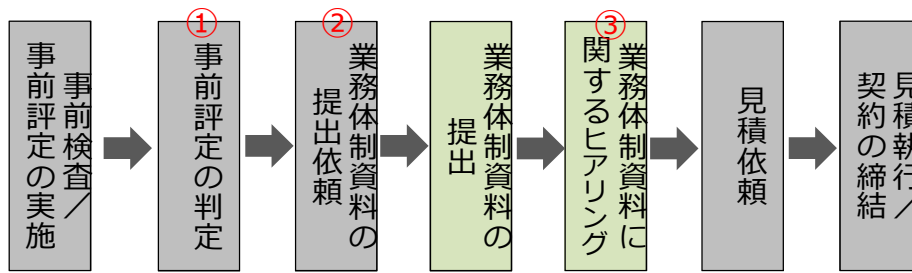
技術提案書を特定するための評価内容（標準例）

評価項目	内容	評価基準	配点例※	
業務実施体制	業務実施体制における技術者等の配置計画	当社の標準配置計画と比較して評価する。	5点	
配置予定管理技術者の資格	管理員資格の有無	管理員資格の該当により評価する。	5点	
配置予定管理技術者の業務経験	同種業務・類似業務の実績	同種業務または類似業務の件数により評価する。	10点	
業務の取組姿勢等	取組姿勢	業務への取組姿勢	ヒアリングに基づき施工管理業務の理解度・取組姿勢を評価する。	15点
	技術力	業務に関連する技術力	技術提案書及びヒアリングに基づき基礎知識の理解度及び技術意欲を評価する。	技術論文10点 ヒアリング15点
	応用判断力	状況変化に対応できる応用力	技術提案書及びヒアリングに基づき特定課題への技術者としての対応・意見を評価する。	技術論文10点 ヒアリング15点
	コミュニケーション力	業務内容に対する説明力	ヒアリングに基づきコミュニケーション力（的確・説明力等）を評価する。	15点
合計			100点	

※技術提案書の作成またはヒアリングへの不参加、技術提案書の設問への記述がない場合、不正行為があった場合などは特定しない。

随意契約時 継続契約

◆継続契約の手続きの流れは下記の通り



主な手続き	内容	備考
①事前評価の判定	事前検査後に行う事前評価の結果、総合評定点が60点以上の場合は継続契約を行う	
②業務実施体制資料の提出依頼	仕様書等を付した業務実施体制資料（配置計画）の提出依頼を実施する	
③ヒアリングの実施	業務実施体制資料の提出があった場合、業務概要に示す内容を実施するために必要な体制の構築及び人員の配置がなされているかヒアリングを実施	当社の想定配置との相違内容の確認 必要がある場合修正提出を求める



2. 競争参加資格・企業に求める業務実績

◆施工管理業務の競争参加資格及び企業に求める業務実績は次の通り

競争参加資格	審査基準日において、NEXCO 東日本による業種区分「土木施工管理」にかかる『平成29・30年度競争参加資格』を有する者であること。他 ※入札公告により確認すること ※平成31年4月以降に公告する業務に関しては、『平成31・32年度競争参加資格』
--------	---

企業に求める業務実績（標準例） ※過去10年から15年の完了業務
 （参加表明書において、同種業務を最大3件まで記載）

同種業務	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社または旧日本道路公団における施工（調査等）管理業務の実績 <u>国道または自動車専用道路における発注者支援業務（工事監督支援業務及び積算技術業務に限る）の実績</u>	※発注者支援業務は工事監督支援業務と積算技術業務の双方の実績がある場合、同種業務（2件）と認める （いずれかの業務種別のみの実績の場合は類似業務と扱う）
類似業務	国道または自動車専用道路における発注者支援業務（工事監督支援業務または積算技術業務に限る）、 <u>CM業務、またはPFI事業技術アドバイザー業務の実績</u>	



※赤字下線は、標準例の変更点（H31.1.17～）

2. 競争参加資格・企業に求める業務実績

◆同種業務・類似業務の記載の留意事項（参考）

※実績が複数ある場合は、「同種業務」を優先的に記載し、最大3業務まで記載すること。

この場合、契約期間のみ相違して業務名が同一な業務は1業務とみなす。

また、「類似業務」の実績を有する場合は、代表的な1業務のみ記載すること。

（参考）参加表明書の様式例 （参加表明書様式3）

企業の実績					
区分	業務名	契約期間	発注機関及び業務実施事務所等	テラリス登録番号	添付書類
		H00.00.00~ H00.00.00	NEXCO日本 ○支社 ○工事事務所		

【注意事項】「区分」には、「同種」または「類似」の該当する区分を記載すること

記載内容	判断	注意点
NEXCO施工管理業務2件、NEXCO調査等管理業務1件	同種業務3件	※NEXCO・・・東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社
NEXCO施工管理業務2件、国工事監督支援業務1件	同種業務2件	国の発注者支援業務を『同種業務』として記載する場合は、「工事監督支援業務」「積算支援業務」双方の実績を記載すること
NEXCO施工管理業務1件、国工事監督支援業務1件、国積算支援業務1件	同種業務3件	「工事監督支援業務」「積算支援業務」双方の実績がある場合のみ、それぞれの業務を同種業務としてカウントする
日本道路公団施工管理業務1件、国工事監督支援業務1件、国積算支援業務1件	同種業務3件	※過去15年の実績を認めている場合
国工事監督支援業務2件、国積算支援業務1件	同種業務3件	
国工事監督支援業務2件	類似業務	「工事監督支援業務」 <u>のみ</u> の為、類似業務として取扱う

3. 管理員の資格要件

◆管理員に必要な公的資格及び業務経験は以下のとおり※

※平成31年1月版共通仕様書（別紙-1）を適用する業務

➤ **管理員 I 及び管理員 II の業務経験の緩和、管理員 IV の資格解釈の拡大を実施**

格	管理員 I	管理員 II	管理員 III	管理員 IV
資格、経験または経歴				
1) 資格	表-1の「○」のいずれかの資格要件を満足			2級土木施工管理技術検定における指定学科の卒業資格※6
2) 業務経験 NEXCO※●が発注した施工管理業務の経験※1 a) 右欄の格の管理員として b) 右欄の年数以上の業務経験※2※4※5	a) 管理員 II b) 管理技術者として3年以上 ※3	a) 管理員 III b) 2年以上		
3) 経歴				建設コンサルタントでの12ヶ月以上の業務経歴※7

格	管理員 I	管理員 II	管理員 III	管理員 IV
資格要件				
技術士(総合技術監理部門)	○	○	○	
技術士(建設部門・農業部門・森林部門)	○	○	○	
技術士補(建設部門・農業部門・森林部門)			○	
RCCM	○	○	○	
土木学会(特別上級技術者)	○	○	○	
土木学会(上級技術者)	○	○	○	
土木学会(1級技術者)		○	○	
土木学会(2級技術者)			○	
1級土木施工管理技士	○	○	○	
2級土木施工管理技士			○	

※●: NEXCOとは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「NEXCO3会社」、旧日本道路公団(以下「JH」)をいう。

※6: 指定学科以外卒業の者については、2級土木施工管理技術検定の学科試験合格者を同等とみなす※上表によらず従前の要件に該当する者は同等の格と認める

※7: 業務経歴とは、建設コンサルタントに所属している期間をいい、配置(予定)期間までに延べ12ヶ月を経過していれば良い。(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第十九条第三号にいう建設コンサルタントをいう。)

(参考) 管理員の格 及び資格要件等

追加資料

◆従事可能な管理員の格は、下記判断例を参照

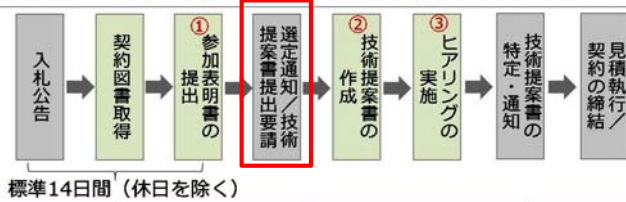
資格	業務経験等	従事可能な格	(別紙-1)における判断基準
1級土木 施工管理 技士	NEXCO施工管理業務を、 管理技術者(管理員Ⅱ)として 3年以上	管理員Ⅰ 管理技術者として配置可 担当技術者として配置可	
RCCM	NEXCO施工管理業務を、 担当技術者(管理員Ⅲ)として 2年以上	管理員Ⅱ 管理技術者として配置可 担当技術者として配置可	※2:施工管理業務の契約において、 a)の管理員資格以上で配置された契 約の累計期間・・・に該当
RCCM	✓ NEXCO施工管理業務を、 管理員Ⅲとして1年 ✓ 国発注者支援業務を1年 (工事監督支援業務又は積算支援業務)	管理員Ⅱ 管理技術者として配置不可 担当技術者として配置可	※5:管理員Ⅱを担当技術者として配 置する場合・・・に該当
RCCM	国発注者支援業務を2年 (工事監督支援業務又は積算支援業務)	管理員Ⅱ 管理技術者として配置不可 担当技術者として配置可	※5:管理員Ⅱを担当技術者として配 置する場合・・・に該当
2級土木	—	管理員Ⅲ 担当技術者としてのみ配置可	
2級土木 学科試験 合格者	建設コンサルタントでの12ヶ月以上の 業務経歴	管理員Ⅳ 担当技術者としてのみ配置可	※6:指定学科以外卒業の者につい ては・・・に該当

(参考) 当初発注時の「技術論文」について

追加資料

- ◆簡易公募型プロポーザル方式の技術提案書は、「技術論文」を作成
- ◆技術論文のテーマは、技術提案書提出要請で通知

◆簡易公募型プロポーザル方式の手続きの流れは下記の通り



主な手続き	内容	備考
①参加表明書の提出	業務実施体制/企業の実績/配置予定管理技術者の資格・業務経験	参加表明書は、参加者から3冊以上提出可能
②技術提案書の作成	配置予定管理技術者による集合型筆記方式による技術論文の作成 (業務に応じて1~2問程度、1問当たりA4判1枚(300~600字))	
③ヒアリングの実施	配置予定管理技術者に対し、提出された参加表明書及び技術提案書に記載された内容に基づくヒアリング	1名あたり30分

【テーマの設定例】

- 既設橋の耐震補強工事を行う場合の留意点を記述
- 供用中道路トンネル内工事における安全管理と品質管理について、特に留意すべき課題と対策について記述
- 暫定二車線供用路線における四車線化工事での施工計画の策定及び施工管理の実施の留意点を記述
- 過去の施工管理業務等で最も課題となった内容と解決方法を記述

3. 管理員の資格要件



(参考) 注釈追記

※平成31年1月版共通仕様書(別紙-1)を適用する業務

資格、経験または経歴	管理員 I	管理員 II	管理員 III	管理員 IV
1) 資格	表-1の「○」のいずれかの資格要件を満足			2級土木施工管理技術検定における指定学科の卒業資格※6
2) 業務経験 NEXCO※●が発注した施工管理業務の経験※1 a) 右欄の格の管理員として b) 右欄の年数以上の業務経験※2※4※5	a) 管理員 II b) 管理技術者として3年以上※3	a) 管理員 III b) 2年以上		
3) 経歴				建設コンサルタントでの12ヶ月以上の業務経験※7

- ※●: NEXCOとは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「NEXCO3会社」、旧日本道路公団(以下「JH」)をいう。
- ※1: 施工管理業務の契約において、右欄の管理員資格として配置された契約(業務実施時に所有していた管理員資格ではなく、業務配置上の管理員資格をいう)。
- ※2: 施工管理業務の契約において、a)の管理員資格以上で配置された契約の累計期間をいう。期間は、複数の契約の合計でも良い。
- ※3: 施工管理業務における管理技術者をいい、現場業務責任者は、管理技術者の経験には含まない。期間は、複数の契約の合計でも良い。
- ※4: 管理員の施工管理業務の業務経験は、JHまたはNEXCO3会社において、職員または社員として課長、工事長または助役以上で従事した期間を含むことができる。
- ※5: 管理員 II を担当技術者として配置する場合に限り、業務経験に、国土交通省が発注した発注者支援業務(積算技術業務・工事監督支援業務)の管理員(技術者)として経験した期間を含むことができる。
- ※6: 指定学科以外卒業の者については、2級土木施工管理技術検定の学科試験合格者を同等とみなす※上表によらず従前の要件に該当する者は同等の格と認める
- ※7: 業務経歴とは、建設コンサルタントに所属している期間をいい、配置(予定)期間までに延べ12ヶ月を経過していれば良い。(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第十九条第三号にいう建設コンサルタントをいう。)

なお、上表によらず下記のいずれかの要件に該当する者は同等の格と認める

要件	管理員 I	管理員 II	管理員 III
平成20年度までにJHまたはNEXCO3会社に右欄の管理員資格として認定され、平成21年度に財団法人高速道路調査会から管理員番号の通知を受けた者	技師B	技師C	技術員
平成21年度及び平成22年度に財団法人高速道路調査会が実施した管理員講習会の右欄の修了証の交付を受けた者	施工管理上級	施工管理中級	施工管理初級

また、管理員での業務経験には、上表に示す要件の業務経験も認める
例: JHが発注した施工管理業務での技術員の経歴(1年)と、NEXCO3会社が発注した施工管理業務での管理員 III の経歴(1年)を合算することは可能

3. 管理員の資格要件



◆同種業務・類似業務の記載の留意事項 (参考)

※実績が複数ある場合は、「同種業務」を優先的に記載し、最大3業務まで記載すること。
また、「類似業務」の実績を有する場合は、代表的な1業務のみ記載すること。

(参考) 参加表明書の様式例 (参加表明書様式 4-2)

役割	氏名	区分	業務名	契約期間	発注機関及び業務実施事務所等	テクリス登録番号	添付書類
管理技術者				800.00.00 ~ 800.00.00	NEXCO日本 ○支社 ○管理事務所		

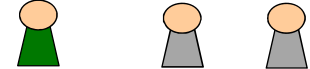

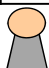
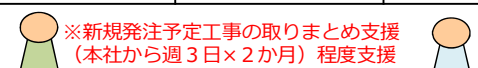


【注意事項】「区分」には、「同種」または「類似」の該当する区分を記載すること

記載内容	判断	注意点
NEXCO施工管理業務 2 件	同種業務 2 件	※NEXCO・・・東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社
NEXCO施工管理業務 1 件、国工事監督支援業務 1 件	同種業務 1 件	国の発注者支援業務を『同種業務』として記載する場合は、「工事監督支援業務」「積算支援業務」双方の実績を記載すること
NEXCO施工管理業務 1 件、国工事監督支援業務 1 件、国積算支援業務 1 件	同種業務 3 件	「工事監督支援業務」「積算支援業務」双方の実績がある場合のみ、それぞれの業務を同種業務としてカウントする
JH施工管理業務 1 件、国工事監督支援業務 1 件、国積算支援業務 1 件	同種業務 3 件	※過去 1 5 年の実績を認めている場合 JH・・・日本道路公団
国工事監督支援業務 1 件、国積算支援業務 1 件	同種業務 2 件	※配置予定管理技術者は、共通仕様書別紙-1の「管理員 I」または「管理員 II」に掲げる資格を有す必要があり、この場合「管理員 III」の業務経験には、 国業務の経験のみは認められない (※旧・技師 C などに該当することが必要)

4. 業務実施体制の提案時のポイント

NEXCO

- ◆ 業務実施体制は、標準配置計画と同等以上の提案を認めるとともに、特定した提案は、当社の契約制限価格に反映する。

	当社の標準配置計画	受注者の提案（業務実施体制）
≪提案例①≫ 施工管理員の配置人数、資格要件	 管理技術者 担当技術者 2名 ※資格要件は指定していない。	 管理技術者 管理員Ⅰ 管理員Ⅱ 管理員Ⅲ
	配置期間 自 平成31年4月 至 平成32年3月 人員等 3人 (36人・月)	配置期間 自 平成31年4月 至 平成32年3月 人員等 3人 (36人・月)
≪提案例②≫ 工事工程を踏まえた柔軟な配置	 担当技術者 1名 ※3/四半期に新規発注予定工事があるとともに対面交通規制による工事立会の集中を想定	 管理員Ⅰ (発注工事支援) ※新規発注予定工事の取りまとめ支援 (本社から週3日×2か月) 程度支援 3/5×2か月≒1.2か月 管理員Ⅳ 年度内現場立会要員
	配置期間 自 平成31年9月 至 平成32年1月 人員等 1人 (5人・月)	配置期間 自 平成31年10月 至 平成31年11月 1人 (1.2人・月) 管理員Ⅰ 管理員Ⅳ 平成31年10月 平成32年3月 1人 (6人・月)
≪提案例③≫ 管理用自動車の配置台数及び配置期間	 配置期間 自 平成31年4月 至 平成32年3月 台数等 2台 (24台・月)	 ※現場管理を効率的に実施するために3台配置 配置期間 自 平成31年4月 至 平成32年3月 台数等 3台 (36台・月)

東日本

※支援要員については、実態（実績）に応じた変更契約を行うものとする

5. 設計業務との連携

NEXCO

建設コンサルタントが担う設計業務との連携の強化

- ◆ 多くの施工管理業務を建設コンサルタントが実施しており、設計業務との連携を強化することで、受注意欲の向上と技術者の経験機会を創出する

① 設計・施工管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社と建設コンサルタント双方にとって効率的かつ柔軟な業務実施体制を構築することを目的とし、設計業務の対象工事の完成まで、施工管理業務を継続契約する前提で<u>設計と施工管理業務を一括して調達</u>する取組を実施 ● 設計の担当技術者が工事段階で現場の施工管理実態を把握できる等<u>技術者の経験機会を創出</u> (平成29年6月～)
② 設計業務調達時に施工管理業務実績を評価【企業】	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社が発注する土木設計業務（道路設計、橋梁設計、トンネル設計、その他土木設計）の調達時（簡易公募プロポーザル方式、総合評価落札方式（条件付一般競争入札））の<u>企業の評価項目に『施工管理業務の実績』を追加</u> (平成30年7月～)
③ 設計業務調達時に施工管理業務経験を評価【担当技術者】	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社が発注する土木設計業務の調達時の<u>担当技術者の評価項目に『施工管理業務の業務経験』の追加</u>を検討中 (平成31年度より導入予定)

業務実施体制の提案における留意点

2019年1月17日

あなたに、ベスト・ウェイ。






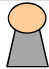




業務実施体制の提案における留意点 目次

1. 業務実施体制の提案におけるポイント
2. 繁忙期等の支援体制の取扱
3. 夜間立会の計上方法

1. 業務実施体制の提案におけるポイント

- ◆ 継続契約業務の業務実施体制は、当社の配置計画に対し、効率的かつ円滑な業務実施のため、常駐による管理員のほか、受注企業の本支店からの応援などを想定した体制を提案して良い
- ◆ 提案した体制が妥当な場合、当社の契約制限価格に反映する。

★再掲★	当社の標準配置計画	受注者の提案（業務実施体制）
≪提案例①≫ 施工管理員の配置人数、資格要件	 管理技術者  担当技術者 2名 ※資格要件は指定していない。	 管理技術者 管理員Ⅰ  管理員Ⅱ  管理員Ⅲ
	配置期間 自 平成31年4月 至 平成32年3月 人員等 3人 (36人・月)	配置期間 自 平成31年4月 至 平成32年3月 人員等 3人 (36人・月)
≪提案例②≫ 工事工程を踏まえた柔軟な配置	 担当技術者 1名 ※3/4半期に新規発注予定工事があるとともに 対面交通規制による工事立会の集中を想定	 管理員Ⅰ (発注工事支援) ※新規発注予定工事の取りまとめ支援 (本社から週3日×2か月) 程度支援 3/5×2か月≒1.2か月  管理員Ⅳ 年度内現場立会要員
	配置期間 自 平成31年9月 至 平成32年1月 人員等 1人 (5人・月)	配置期間 自 平成31年10月 至 平成31年11月 人員等 1人 (1.2人・月) 管理員Ⅰ 自 平成31年10月 至 平成32年3月 人員等 1人 (6人・月) 管理員Ⅳ



※支援要員については、実態（実績）に応じた変更契約を行うものとする

2. 繁忙期等の支援体制の取扱

- ◆ 繁忙期の支援体制（本支店などからの一定期間の応援）実施の際の留意点は次の通り

項目	留意点	備考
業務管理費の計上	✓ 業務実施体制構築時の想定に応じて、積算基準の「端数日の計上」と同様に計上する 例1: 2週間常駐 = 0.5人月 例2: 週3日×2か月 = 24日 ⇒ 24/30 ≒ 0.8人月	支援を想定する期間、実施内容に応じて提案を行う 例1: 短期間（数週間）常駐 例2: 週何日かの応援を数カ月継続
貸与品の取扱	✓ 貸与品や賃貸借の費用は必要期間の初めから終わりまで計上してよい 上記例1の場合、0.5か月分計上。 上記例2の場合、2か月分計上。	パソコンなど準備に時間を要するものもあるため、配置前に監督員と十分調整を行うこと。
支援体制期間の変更等	✓ 業務実施体制における提案の月数以内であれば、期間（支援の開始時期や終了時期）の変更は、受注者からの報告のみで良い。 （毎月の業務状況報告書に記載） ✓ 提案の月数以上の支援が必要な場合は、受発注者間の協議を行い、必要な場合は、契約変更を行う。 ✓ 支援内容が大幅に縮小した場合は、業務完了時までに減額の契約変更を行う。	資金計画上、支援体制に係る費用は、最終月や完了月に計上する 減額の契約変更は、夜間立会い等の変更と合わせて業務完了時に実施することで良い

3. 夜間立会の計上方法



◆ 効率的な事業実施のため、夜間立会の計上方法を変更

① 夜間立会に要する費用の計上方法の変更

- 夜間立会について、回数による検測を改め、直接人件費の管理業務費に含めた計上に変更
- 夜間立会の回数増減に伴う契約変更が不要となることで、契約事務を効率化
- 業務実施体制に、特記仕様書に示す夜間立会回数の管理員毎の内訳を記載し、受注者の内訳に基づき費用を計上

特記仕様書に示す夜間立会回数（例）

3-2 夜間立会
夜間立会とは下表の工事及び作業における22時から5時の間における監督に伴う立会をいう。夜間立会の数量は、立会時間が3時間未満の場合は0、5人・回、3時間以上の場合は1、0人・回とする。

対象工事	作業内容	予定数量	
〇〇（鋼上部工）	桁架設	3時間未満：〇回	1人
〇〇工事		3時間以上：▲回	1人
△△工事	交通規制	3時間以上：▲回	1人
〇〇工事	交通規制	3時間未満：〇回	1人

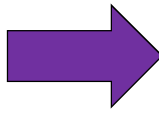
注：予定数量には、夜間立会の回数、配置人数を記載
夜間立会の実施に当たっては、監督員への報告の上、実施するものとする。
夜間立会の費用については、業務実施体制に基づき、管理業務費に含めて計上するものとする。
なお、大幅な変更があった場合は、必要な費用について協議を行うものとする。

業務実施体制に記載

(夜間立会の実施計画)

格（共通仕様書別紙-1の区分）	予定数量
例) 管理員Ⅰ	例) 3時間未満：〇人・回 3時間以上：▲人・回
例) 管理員Ⅱ	例) 3時間未満：〇人・回 3時間以上：▲人・回
例) 管理員Ⅲ	例) 3時間未満：〇人・回 3時間以上：▲人・回
例) 管理員Ⅳ	例) 3時間未満：〇人・回 3時間以上：▲人・回

【注意事項】共通仕様書別紙-1の区分毎に、対象工事の予定数量合計を記載すること。



《参考》①夜間立会に要する費用の計上方法の変更 イメージ



➤ 提出依頼する業務実施体制資料の様式に夜間立会の実施計画を追記

平成31年1月～

《業務実施体制》(様式2-1)

特記仕様書に示す夜間立会回数の管理員毎の内訳を記載し、受注者の内訳に基づき費用を計上

(夜間立会の実施計画)

格（共通仕様書別紙-1の区分）	予定数量
例) 管理員Ⅰ	例) 3時間未満：〇人・回 3時間以上：▲人・回
例) 管理員Ⅱ	例) 3時間未満：〇人・回 3時間以上：▲人・回
例) 管理員Ⅲ	例) 3時間未満：〇人・回 3時間以上：▲人・回
例) 管理員Ⅳ	例) 3時間未満：〇人・回 3時間以上：▲人・回

【注意事項】共通仕様書別紙-1の区分毎に、対象工事の予定数量合計を記載すること。

工種・名称・細目	単位	数量	単価
業務原価			
直接原価			
直接人件費			
管理業務費	式	1	
夜間立会	回	●	



工種・名称・細目	単位	数量	単価
業務原価			
直接原価			
直接人件費			
管理業務費	式	1	



概要

- ◆ 工事発注時期や精算、設計変更などの繁忙期の支援について、あらかじめ提案可能
(施工管理業務経験のある設計業務従事者や本支店の技術者)
- ◆ 一定期間の週 1 ~ 2 日のような、非常駐も想定
- ◆ 見積は、業務体制に応じた月換算で計上

ポイント

- ◆ 提案された体制を上限とするので、それ以上の支援を計上(費用化)する場合、事前の変更体制の協議・契約変更手続きが必要
- ◆ 協議や現場状況により、提案体制が大幅に縮小した場合は、最終的に契約変更を行う。
- ◆ 実配置前に打合せ簿により報告する(毎月の業務分担等に合わせて実施)
- ◆ 資金計画上、支援配置や夜間立会いのように精算要素がある項目は最終支払いに計上する。

施工管理業務の見積り上の留意点

2019年1月17日

あなたに、ベスト・ウェイ。



見積り上の留意点～目次

NEXCO

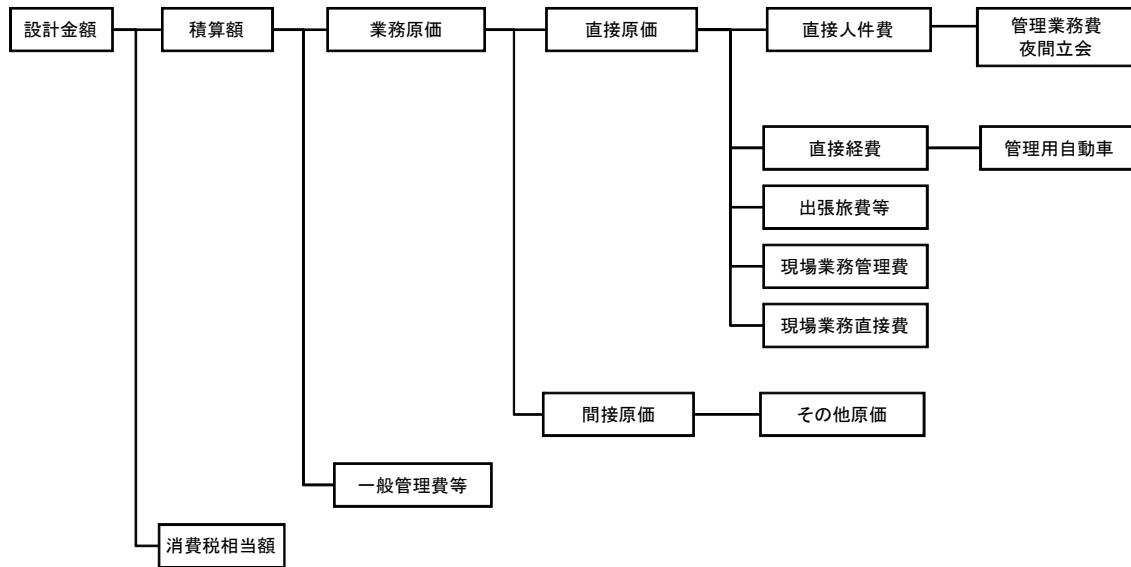
1. 積算価格の構成
2. その他原価・一般管理費等 ($\alpha \cdot \beta$)
3. 直接人件費 (業務管理費・夜間立会)
4. 直接経費等

(参考)

施工管理業務積算基準 (平成31年1月)

1. 積算価格の構成

◆ 当社の施工管理業務の積算価格の構成は次の通りである



採用する単価は、当社の「単価ファイル」であり、公共工事設計労務単価の公表に合わせ制定（平成31年4月からの業務に用いる単価は、平成30年度中に公表）

2. その他原価・一般管理費等（ $\alpha \cdot \beta$ ）

◆ その他原価

その他原価は、間接原価からなる。

① 間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

$$\alpha = 35\% \text{ (管理員 I、II、III)}$$

$$\alpha = 25\% \text{ (管理員 IV)}$$

◆ 一般管理費等

一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。

① 一般管理費は、当該業務を実施する企業の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

② 付加利益は、当該業務を実施する企業を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用を含む。

一般管理費等

$$= (\text{業務原価} - \text{出張旅費等} - \text{現場業務管理費} - \text{現場業務直接費}) \times \beta / (1 - \beta)$$

$$\beta = 35\%$$

3. 直接人件費（業務管理費・夜間立会）



◆ 業務管理費

管理業務費とは、配置技術者が現場に常駐して施工管理等を行うもので、業務の規模（対象工事の工事数もいう）及び工事等の内容に応じて、必要な配置技術者の人員及び管理員資格の区分を組み合わせる年間業務を行うものをいう。

※端数日を計上する場合は下記により算出するものとする。

（例） 5ヶ月と10日間の場合

5ヶ月+10/30 = 5.33ヶ月（小数第3位を四捨五入）

◆ 夜間立会

(i) 交通規制等の協議により定められた、夜間の特定の時間帯に実施する工事等の立会いを実施する場合に適用する。

(ii) 夜間立会は、原則、日中の作業時間を夜間に振替、深夜手当相当分を計上する。

(iii) 深夜手当の計上は、下記によるものとし、休憩時間を除いた6時間分を1人回とする。

(i) 22時から翌朝5時までの深夜作業 …… 労働基準法第37条による。

割増係数 …… 同上

(iv) 夜間立会は、管理員資格の区分ごとに、人回単価とし、深夜手当対象の時間内における立会い時間が3時間未満の場合は、0.5人回、立会い時間が3時間以上の場合は全て1.0人回とする。



4. 直接経費等



◆ 直接経費

管理用自動車を計上する。

◆ 出張旅費等

(1) 配置技術者出張旅費

(i) 業務の遂行上、必要に応じて配置技術者を出張させることができる。

(ii) 配置技術者出張旅費は、配置技術者1人1ヶ月当り平均10,000円とする。

(iii) 配置技術者出張旅費は、当該設計にあらかじめ一式で計上しておき精算するものとする。

(2) 有料道路通行料金

有料道路通行料金は、下記(i)の場合に計上する。

(i) 業務の遂行上有料道路を利用する必要があると認められる場合は、有料道路料金を計上することができる。

(ii) 有料道路通行料金は、普通車の通行料金を計上する。また、月平均運転日数は、管理用自動車の燃料費の算定に準ずる。

(iii) 有料道路通行料金は、当該設計にあらかじめ一式で計上しておき精算するものとする。精算は、精算調書により行うものとする。精算は、普通車で当該利用時間内のETCによる無線通行を適用した場合の最安値の通行料金を元に行うものとする。

有料道路通行料金の予定額は、特記仕様書において示す。



4. 直接経費等

NEXCO

◆ 現場業務管理費

- (1) 事務員
 - (i) 事務員の人件費は、年間配置分を計上する。
 - (ii) 端数日を計上する場合は、業務管理費に準ずるものとする。
- (2) 滞在費
 - (i) 滞在費とは、配置技術者が業務履行場所に常駐して業務を行うために必要な費用とする。
 - (ii) 滞在費は、管理員Ⅳ、事務員を除く全ての配置技術者について計上する。
 - (iii) 端数日を計上する場合は、業務管理費に準ずるものとする。



4. 直接経費等

NEXCO

◆ 現場業務直接費

- (1) 水道光熱費
全ての配置技術者及び事務員分の水道光熱費を1人・1ヶ月当りの単価で年間必要分を計上する。
- (2) 管理用事務室等費
 - (i) 管理用事務室
全ての配置技術者及び事務員分を対象に、貸与対象面積（管理用事務室）に対して1㎡・1ヶ月当りの単価で年間必要分を計上する。
 - (ii) 管理用自動車保管場所
全ての管理用自動車を対象に、貸与対象面積（駐車マス）に対して1㎡・1ヶ月当りの単価で年間必要分を計上する。
- (3) パーソナルコンピュータ
 - (i) 高速道路会社が貸与するパーソナルコンピュータの1人・1ヶ月当りの単価で年間必要分を計上する。
 - (ii) 見積者から提出される業務実施体制により、配置される全ての配置技術者及び事務員分のパーソナルコンピュータ費を一式として計上するものとする。
 - (iii) 端数日を計上する場合は、業務管理費に準ずるものとする。
 - (iv) 全ての配置技術者及び事務員分のパーソナルコンピュータ費用を、1人・1ヶ月当りの単価で年間必要分を計上する。

現場業務直接費の単価は、特記仕様書において示す。



中長期の業務規模の公表 新規業務の概要などについて

施工管理業務に関する説明会

2019年1月17日

あなたに、ベスト・ウェイ。



中長期的な業務規模の公表について

目的

- 各種対策を実施しているところであるが、依然として入札不成立が多発する状況
- 不成立となっている業務は、主に管理事務所における特定更新事業、耐震補強等
- 建設コンサルタンツ協会との意見交換会においても、長期的な展望や規模感などの公表要望あり
- 既契約も含めた中長期的な施工管理業務の規模感等を示すことにより、競争参加者の参加意欲促進を図る

公表(H31.1.7更新)

HOME > 調達・お取引 > 調達情報に関するお知らせ > 施工管理業務における今後の業務規模の公表について

施工管理業務における今後の業務規模の公表について

平成31年1月7日
東日本高速道路株式会社

東日本高速道路株式会社では、今後の円滑な事業進捗に向けて、施工管理業務の業務規模を公表することとしています。

➤ [施工管理業務における今後の業務規模](#) [PDF: 328KB] 平成31年1月時点

なお、下記を前提とした公表であることに留意願います。また、新規発注業務の詳細については、発注見直し及び入札公告によりご確認ください。

- 標準配量参考規模区分については、工事等発注計画に応じて変更する場合があります
- 新規案件については、件名等変更する場合があります
- 次年度以降の継続契約については、事前検査等の手続きに基づき契約しない場合があります

上記を含めた、「平成31年度の施工管理業務に関する説明会」を平成31年1月17日(木)に開催します。
詳細、申込みはこちらから

H30年2月よりHPにおいて公表



中長期的な業務規模の公表について



既契約業務の流れ

中長期的な業務規模の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既契約業務、新規発注業務も含め、向こう3ヶ年程度の業務規模を公表 (平成30年2月～) ● 長期的な業務計画を立て易くなることや、新規案件への競争参加に向けた検討が可能
継続契約(随意契約) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前検査等を実施の上、継続契約 ● 既契約業務は、原則単年度契約【工期:4月～3月】 ● 業務体制資料の提出、ヒアリングを活用し、配置計画等を協議
施工管理業務完了 	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続契約は、当初契約から起算し概ね10年を限度



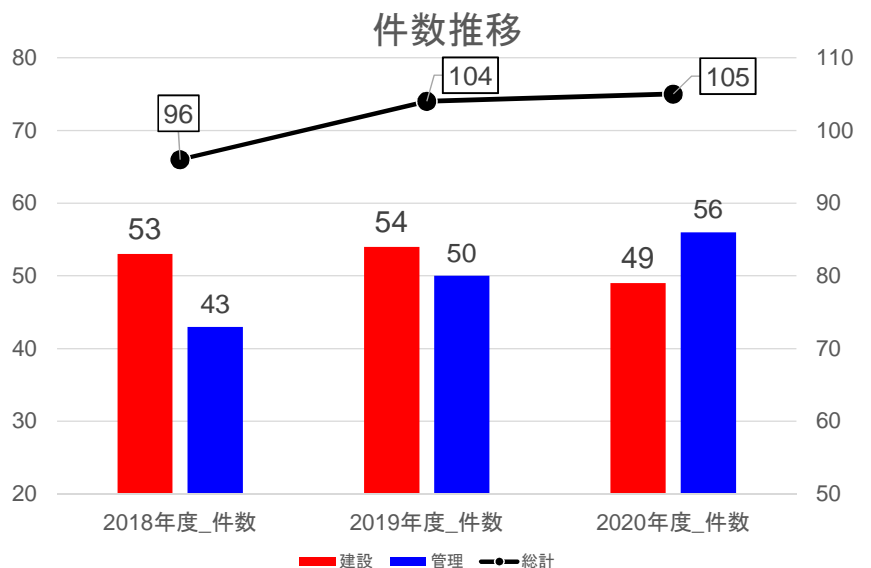
中長期的な業務規模の公表について



公表資料概要

- 既契約業務 96件(建設53件、管理43件)
- 新規発注業務 17件(建設 3件、管理14件)

支社	建設		管理	
	既契約	新規	既契約	新規
北海道	3	0	5	0
東北	11	0	15	9
関東	36	3	14	3
新潟	3	0	9	2
合計	53	3	43	14



中長期的な業務規模の公表について

NEXCO

新規発注業務 17件(建設 3件、管理14件)

調達手続き中※ 5件(管理5件 ⇒ うち3件は応募受付中)

※設計図書等について、要確認

調達手続き予定12件(建設3件、管理9件)

- 建設3件【4車線化事業等】
関東支社管内工事事務所 3件(千葉、木更津、水戸)
- 管理9件【特定更新、耐震補強等】
東北支社管内管理事務所 7件(十和田、北上、仙台、郡山、横手、山形、仙台東)
関東支社管内管理事務所 1件(所沢)
新潟支社管内管理事務所 1件(新潟)



新規発注：施工管理業務の概要 (建設部門)

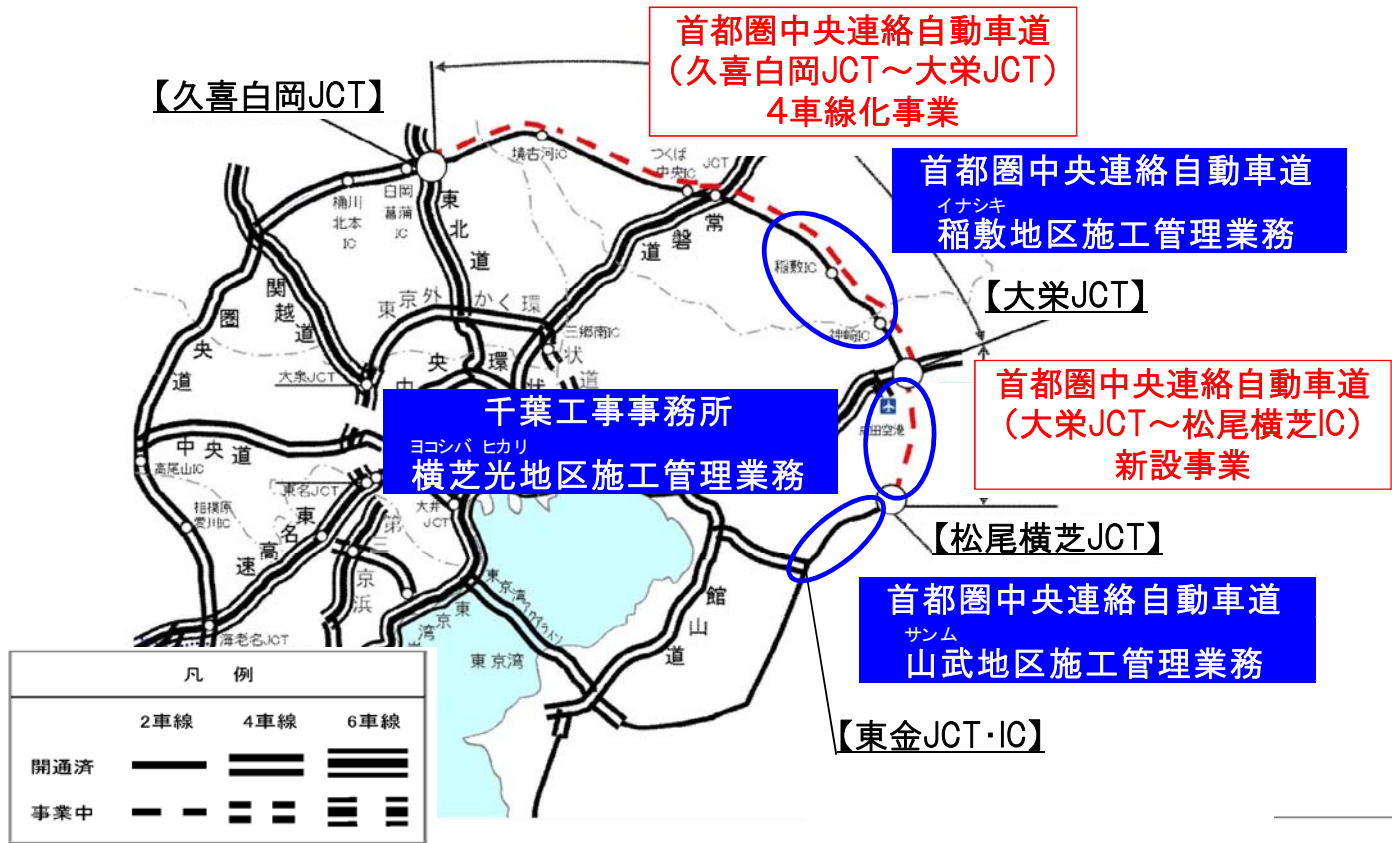
施工管理業務に関する説明会

2019年1月17日

あなたに、ベスト・ウェイ。



2019年度 施工管理業務(新規発注:建設関係)



首都圏中央連絡自動車道 ^{いなしき} 稲敷地区施工管理業務



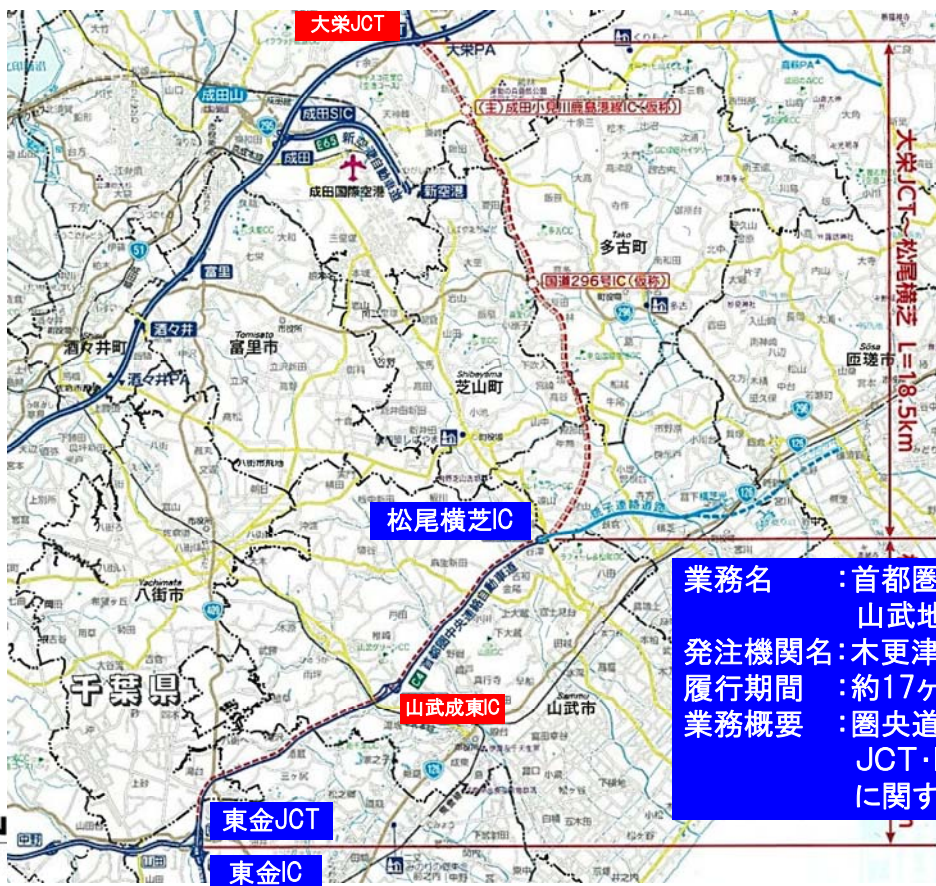
千葉工事事務所 よこしばひかり 横芝光地区施工管理業務



業務名 : 千葉工事事務所 横芝光地区施工管理業務
発注機関名 : 千葉工事事務所
履行期間 : 約9ヶ月
業務概要 : 圏央道(大栄JCT~松尾横芝IC)新設事業及び京葉道路
 における建設事業に関する土木施工管理業務



首都圏中央連絡自動車道 さんむ 山武地区施工管理業務



業務名 : 首都圏中央連絡自動車道
 山武地区施工管理業務
発注機関名 : 木更津工事事務所
履行期間 : 約17ヶ月
業務概要 : 圏央道 松尾横芝IC~東金
 JCT・IC間における建設事業
 に関する土木施工管理業務



新規発注：施工管理業務の概要 (保全部門)

施工管理業務に関する説明会

2019年1月17日

あなたに、ベスト・ウェイ。

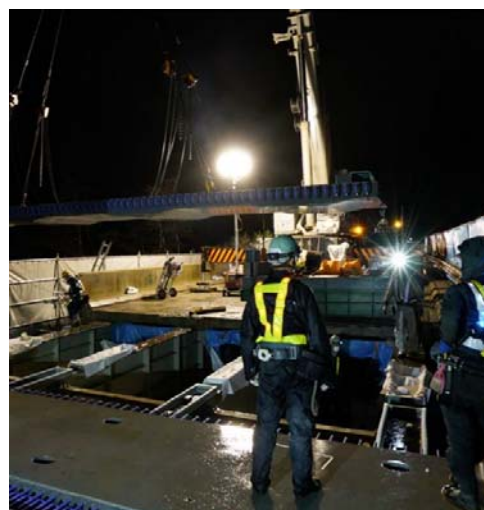


高速道路リニューアルプロジェクトの概要

NEXCO

・高速道路リニューアルプロジェクト(大規模更新・大規模修繕)

NEXCO東日本・中日本・西日本等が実施する高速道路の大規模更新・修繕事業プロジェクト。高速道路の本体構造物のライフサイクルコスト(役目を終えるまでにかかる全ての費用)の最小化、予防保全(損傷や不具合が生じる前に行う保全方法)や性能向上の観点から必要な対策を行うことで、高速道路ネットワーク機能を長年にわたって健全に保つための事業。



高速道路リニューアルプロジェクトの概要



・主な工事内容



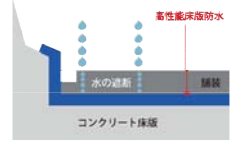
床版の取替

ひび割れや剥離などが進行した鉄筋コンクリート床版をより耐久性の高いプレストレストコンクリート床版に取替えます。工事による通行への影響を軽減させるため、通行止めを行わず対面通行規制により片側ずつ取替えます。



床版防水の施工

鉄筋コンクリート床版の強度向上のために厚くするとともに、劣化の進行を抑制するために、防水層に高性能な床版防水を施工します。



桁の補強

鋼橋の疲労亀裂に対して、補強部材により車両走行に伴う応力集中の緩和及び低減を図ります。



インバートの設置

トンネル周辺の土圧の増加に対して、インバートを設置することにより閉合構造とし安定性を向上させます。



グラウンドアンカー

防食機能が低い旧タイプアンカーに変わり、新タイプアンカーを施工することにより切土のり面の長期安定性を確保します。

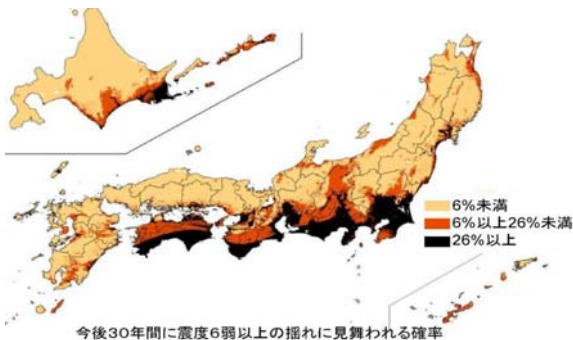


防災・減災の強化を目的とした耐震補強工事

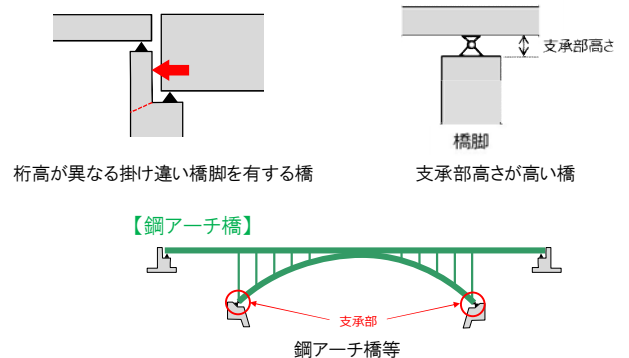


◆巨大地震発生時に高速道路機能を確保するため、地震発災時速やかに機能を回復するための耐震補強を推進。

■地震発生確率の高い橋や特定更新対象橋を優先させて工事計画を立案



■主な対象となる橋梁形式・構造条件



▼落橋防止構造の事例



▼橋脚補強の事例



施工管理業務における今後の業務規模について

- ◆標準配座参考規模区分については、工事等発注計画に応じて変更する場合がある
- ◆新規案件については、件名等変更する場合がある
- ◆次年度以降の継続契約については、事前検査等の手続若しくは契約しない場合がある

標準配座参考規模区分
(管理技術者、担当技術者)
A : ~3
B : 4~6
C : 7~

既契約:

新規、継続(既契約): 次年度

No.	発注機関名	支社名	業務名	業務場所	履行期間	業務概要	標準配座参考規模区分												2022年度以降 継続契約の有 無		
							2019年度						2020年度							2021年度	
							4/1	7/1	10/1	1/1	4/1	7/1	10/1	1/1	4/1	7/1	10/1	1/1		4/1	
105	清沢(管)	新潟支社	問題自動車道、清沢管内改良土木施工管理業務	新潟県南魚沼郡清沢町	約12ヶ月	清沢管内改良土木施工管理業務	新規	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	有			
106	新潟(管)	新潟支社	新潟管理事務所管内改良土木施工管理業務	新潟県新潟市	約12ヶ月	新潟管理事務所管内の橋梁特設更新、県庁高層ビル工事、消防センター工事に関する土木施工管理業務	継続(既契約)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	有			
107	新潟(管)	新潟支社	新潟管理事務所 改良土木施工管理業務	新潟県新潟市	約12ヶ月	新潟管理事務所管内の土工構築、県庁高層ビル工事、消防センター工事に関する土木施工管理業務	継続(既契約)	B	B	B	B	C	C	C	C	C	C	有			
108	新潟(管)	新潟支社	新潟管理事務所 特定更新等土木施工管理業務	新潟県新潟市	約12ヶ月	新潟管理事務所管内の特定更新等土木施工管理業務	新規											有			
109	長岡(管)	新潟支社	長岡管理事務所管内改良土木施工管理業務	新潟県長岡市	約12ヶ月	長岡管理事務所管内の特定更新等土木施工管理業務(橋梁)および特殊積雪対策工事に関する土木施工管理業務	継続(既契約)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	-			
110	長岡(管)	新潟支社	長岡管理事務所 橋梁施工管理業務	新潟県長岡市	約12ヶ月	【設計・施工管理】長岡管理事務所管内の特定更新等土木施工管理業務(橋梁)および特殊積雪対策工事に関する土木施工管理業務	継続(既契約)	A	A	A	A	A	B	B	B	B	B	有			
111	長岡(管)	新潟支社	長岡管理事務所 トンネル土工管理業務	新潟県長岡市	約9ヶ月	長岡管理事務所管内の特定更新等土木施工管理業務(トンネル)に関する土木施工管理業務	継続(既契約)	A	A	A	A	A	A	B	B	B	B	有			
112	上越(管)	新潟支社	北陸自動車道 朝日~横峰間改良土木施工管理業務	新潟県上越市	約12ヶ月	上越管理事務所管内の特定更新等土木施工管理業務	継続(既契約)	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	有			
113	上越(管)	新潟支社	北陸自動車道 上越管内改良土木施工管理業務	新潟県上越市	約12ヶ月	上越管理事務所管内の特定更新等土木施工管理業務(橋梁、土工)および橋梁補修に関する土木施工管理業務	継続(既契約)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	有			

施工管理業務に関する 取組について

施工管理業務に関する説明会

2019年1月17日

あなたに、ベスト・ウェイ。



目次

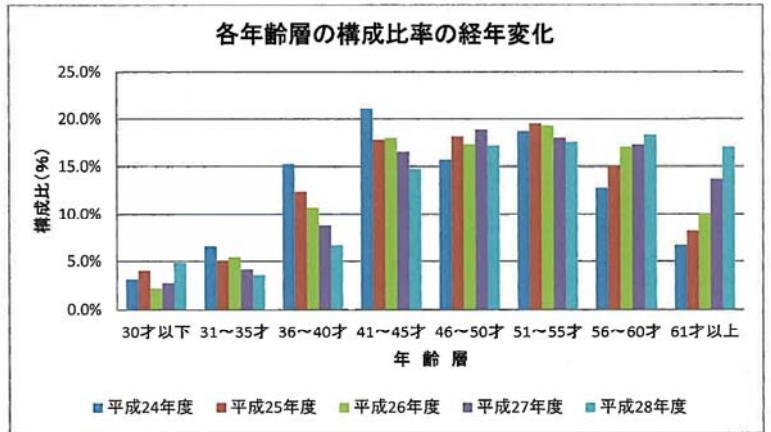
NEXCO

1. 昨今の施工管理業務における状況について
2. 施工管理業務の改善に関する取組みについて
 - (1) 管理員の格及び資格要件等の拡大、緩和等
 - (2) 若手技術者を対象とした、『技術補助員』の創設
 - (3) 建設コンサルタントが担う設計業務との連携の強化
 - (4) 中長期的な業務規模の公表
 - (5) 管理員単価、諸経費率の改訂等
 - (6) 効率的な事業執行の推進

昨今の施工管理業務における状況について



- 建設事業(工事事務所)における施工管理業務のみではなく、特定更新事業等、管理事務所に
おける事業推進に向けて、当社が発注する施工管理業務が近年増加傾向
- 一方、新規発注業務において、管理員の高齢化、新規参入者(若手技術者等)不足等に伴い、
応募者が一切ない不成立が生じている状況
- 今後の円滑な事業進捗に向けて、
受発注者双方にとって魅力ある
施工管理業務とすることが喫緊の課題
- 魅力ある施工管理業務とするべく、
受発注者双方から、課題・改善に向けた
意見等をアンケート(H28.6)により確認
- アンケート結果等を基に、各種施策について
要領等を改訂することで順次対応



出典: H30年度意見交換会 建設コンサルタンツ協会資料



施工管理業務に関する取組みについて



(1) 管理員の格及び資格要件等の拡大、緩和等

(平成29年2月~)

① 実配置に基づいた契約	● 受注者による管理員の配置提案に基づき契約
② 資格要件の拡大	● 管理員 I の資格要件に「土木施工管理技士1級」を追加 (⇒ 管理技術者に求める格は、管理員 I 又は II)
③ 業務経験を緩和	管理員 I 管理員 II として、5年以上かつ管理技術者として3年以上 管理員 II 管理員 III として、3年以上の業務経歴 (平成31年1月~)
④ 経験対象の拡大	● 管理員 II を担当技術者として配置する場合に限り、求める経験に「国 交省の発注者支援業務(積算技術・工事監督支援)」を追加





(2) 若手技術者を対象とした、『技術補助員』の創設

(平成30年6月～)

① 管理員Ⅳの新設	<ul style="list-style-type: none"> ● 若手技術者等の新規参入の為、管理員を補助する管理員Ⅳ(技術補助員)を新設 ● 公的資格を取得するまでの期間においても、管理員の指導のもと、現場経験を積むことが可能 ● 管理員Ⅳ(技術補助員) <ol style="list-style-type: none"> 1) 資格 2級土木施工管理技術検定における指定学科の卒業資格※ 2) 経歴 建設コンサルタントでの12ヶ月以上の業務経歴 <p>※「指定学科以外卒業の者については、2級土木施工管理技術検定の学科試験合格者を同等とみなす」を追記 (平成31年1月～)</p>
-----------	---



《参考》(1)①実配置に基づいた契約 イメージ



➤ 提出依頼する業務実施体制資料の様式等を変更

～平成29年2月

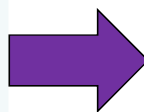
平成29年2月～

《業務実施体制》(様式2-1)

◇「業務実施体制」に記載する予定技術者の配置計画は、管理技術者の他、共通仕様書別表1の「管理員Ⅰ」、「管理員Ⅱ」または「管理員Ⅲ」に該当する担当技術者について、配置予定期間に応じてそれぞれ何名配置するか記載すること。

また、当社の標準配置計画は次のとおりである。

- ・管理技術者 1名(〇月～〇月)
- ・担当技術者
 - ・管理員Ⅱ: 2名(〇月～〇月)
 - ・管理員Ⅲ: 1名(〇月～〇月)



《業務実施体制》(様式2-1)

◇「業務実施体制」に記載する予定技術者の配置計画は、管理技術者の他、共通仕様書別表1の「管理員Ⅰ」、「管理員Ⅱ」または「管理員Ⅲ」に該当する担当技術者について、配置予定期間に応じてそれぞれ何名配置するか記載すること。

また、当社の標準配置計画は次のとおりである。

- ・管理技術者 1名(〇月～〇月)
- ・担当技術者 3名(〇月～〇月)



《参考》管理員の格及び資格要件等



格	管理員Ⅰ	管理員Ⅱ	管理員Ⅲ	管理員Ⅳ
資格、経験または経歴	表-1の「○」のいずれかの資格要件を満足			2級土木施工管理技術検定における指定学科の卒業資格※6
2) 業務経験 NEXCO※●が発注した施工管理業務の経験※1 a)右欄の格の管理員として b)右欄の年数以上の業務経験※2※4※5	a)管理員Ⅱ b)管理技術者として3年以上※3	a)管理員Ⅲ b)2年以上		
3) 経歴				建設コンサルタントでの12ヶ月以上の業務経歴※7

表-1 資格要件

格	管理員Ⅰ	管理員Ⅱ	管理員Ⅲ	管理員Ⅳ
資格要件				
技術士(総合技術監理部門※8)	○	○	○	
技術士(建設部門※9)	○	○	○	
技術士(農業部門※10)	○	○	○	
技術士(森林部門※11)	○	○	○	
技術士補(建設部門)			○	
技術士補(農業部門)			○	
技術士補(森林部門)			○	
RCCM※12	○	○	○	
土木学会(特別上級技術者※13)	○	○	○	
土木学会(上級技術者※14)	○	○	○	
土木学会(1級技術者※15)		○	○	
土木学会(2級技術者)			○	
1級土木施工管理技士	○	○	○	
2級土木施工管理技士			○	

※●:NEXCOとは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「NEXCO3会社」)、旧日本道路公団(以下「JH」)をいう。

※6:指定学科以外卒業の者については、2級土木施工管理技術検定の学科試験合格者を同等とみなす

※7:業務経歴とは、建設コンサルタントに所属している期間をいい、配置(予定)期間までに延べ12ヶ月を経過していれば良い。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第十九条第三号にいう建設コンサルタントをいう。)

※上表によらず従前の要件に該当する者は同等の格と認める

(抜粋の為、詳細は資格要件等を確認すること)



施工管理業務に関する取組みについて



(3) 建設コンサルタントが担う設計業務との連携の強化

(平成30年7月～)

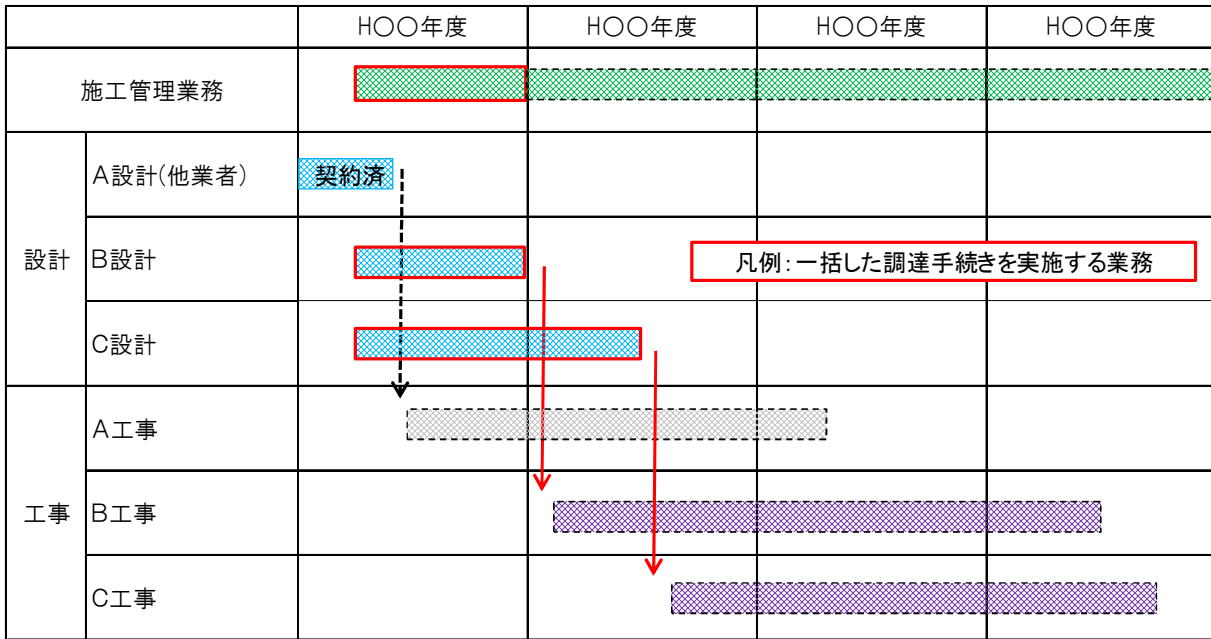
① 設計・施工管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社と建設コンサルタント双方にとって効率的かつ柔軟な業務実施体制を構築することを目的とし、設計業務の対象工事の完成まで、施工管理業務を継続契約する前提で設計と施工管理業務を一括して調達する取組を実施 ● 設計の担当技術者が工事段階で現場の施工管理実態を把握できる等技術者の経験機会を創出 <p>(平成29年6月～)</p>
② 設計業務調達時の評価項目の追加	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社が発注する土木設計業務(道路設計、橋梁設計、トンネル設計、その他土木設計)の調達時(簡易公募プロポーザル方式、総合評価落札方式(条件付一般競争入札))の評価項目に『施工管理業務の実績』を追加



《参考》設計と施工管理業務の一括調達手続きのイメージ



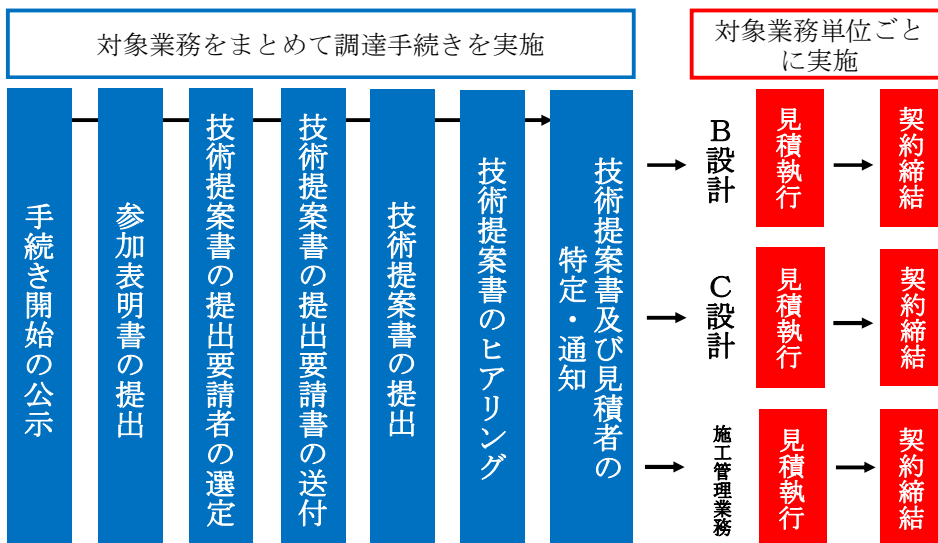
- 特定更新事業等の設計業務と施工管理業務を一括した調達手続きで実施
- 対象とした設計業務による工事の施工管理を実施



《参考》設計と施工管理業務の一括調達手続きのイメージ



- 「設計業務」と「施工管理業務」を一括して調達手続きするものとし、調達手続きにおいて特定した相手方と「設計業務」及び「施工管理業務」に係る契約を各々締結します



《参考》②設計業務調達時の評価項目の追加 イメージ



土木設計業務^{注1} 調達時の評価項目を追加

注1：道路設計、橋梁設計、トンネル設計、その他土木設計

～平成30年7月

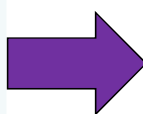
平成30年7月～

(例：簡易公募型プロポーザル方式の選定時の評価項目)

(例：簡易公募型プロポーザル方式の選定時の評価項目)

評価対象	評価項目	評価の着目点	判断基準
参加表明者	資格・実績等	専門技術力	同種類似業務の実績
	成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績
		専門技術力	表彰実績
	事故及び不誠実な行為		資格停止措置
小計			
予定管理技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格
		専門技術力	同種類似業務の実績
	成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績
	手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	
小計			
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		

評価対象	評価項目	評価の着目点	判断基準
参加表明者	資格・実績等	専門技術力	同種類似業務の実績
		管理技術力	施工管理業務の実績(注1)
	成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績
		専門技術力	表彰実績
事故及び不誠実な行為		資格停止措置	
小計			
予定管理技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格
		専門技術力	同種類似業務の実績
	成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績
	手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	
小計			
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		



過去3年度に完了した件数を評価(継続契約業務は1件)

施工管理業務に関する取組みについて



(4) 中長期的な業務規模の公表

(平成30年2月～)

① 見通し公表の充実について	<ul style="list-style-type: none"> ● 施工管理業務は、すべての競争契約案件を公表対象 ● 公表頻度は、2回/年 ⇒ 4回/年 に変更 <p style="text-align: right;">(平成28年2月～)</p>
② 中長期的な業務規模の公表	<ul style="list-style-type: none"> ● 既契約業務、新規発注業務も含め、向こう3ヶ年程度の業務規模を公表 ● 長期的な業務計画を立て易くなることや、新規案件への競争参加に向けた検討が可能



《参考》②中長期的な業務規模の公表 イメージ



- 既契約業務、新規発注業務も含めた中長期的(向こう3ヶ年程度)な施工管理業務の規模感等を示すことにより、競争参加者の参加意欲促進を図る
- 既契約業務については、その後の継続契約の予定も併せて示す
- 新規発注業務の詳細については、HP『入札公告・契約情報検索』を確認

施工管理業務における今後の業務規模について

◆標準配置参考規模区分については、工事等発注計画に記して変更する場合があります
◆新規案件については、件名等変更する場合があります
◆次年度以降の継続契約については、事前検査等の手続きに基づき契約しない場合があります

標準配置参考規模区分 (管理技術者、担当技術者)
A : 1~3
B : 4~6
C : 7~

既契約: [] 新規、継続(諸経費別): [] 次年度 [] 次々年度

No.	発注種別名	発注者	業務名	業務場所	履行期間	業務概要	発注区分	標準配置参考規模区分								2020年度以降継続契約の予定		
								2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度		2026年度	
1	小橋(工)	北海道支社	平成30年度 北海道道新自動車道 小橋小橋地区施工管理業務	北海道小橋市	約12ヶ月	小橋工事事務所管内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	○
2	小橋(工)	北海道支社	平成30年度 北海道道新自動車道 小橋西地区施工管理業務	北海道小橋市	約12ヶ月	小橋工事事務所管内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A										○
3	小橋(工)	北海道支社	平成30年度 北海道道新自動車道 小橋東地区施工管理業務	北海道小橋市	約12ヶ月	小橋工事事務所管内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A	A	A	A							○
4	苫小牧(管)	北海道支社	苫小牧管理事務所管内 施工管理業務	北海道苫小牧市	約12ヶ月	苫小牧管理事務所管内の特定更新等事業(橋梁)に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○
5	苫小牧(管)	北海道支社	苫小牧管理事務所 遊具施工管理業務	北海道苫小牧市	約12ヶ月	苫小牧管理事務所管内の追加の事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	○
6	札幌(管)	北海道支社	札幌管理事務所管内 施工管理業務	北海道札幌市	約12ヶ月	札幌管理事務所管内の特定更新等事業(橋梁)に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○
7	札幌(管)	北海道支社	札幌管理事務所管内 遊具施工管理業務	北海道札幌市	約12ヶ月	札幌管理事務所管内の特定更新等事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	○
8	札幌(管)	北海道支社	札幌管理事務所管内 遊具施工管理業務	北海道札幌市	約12ヶ月	札幌管理事務所管内の特定更新等事業(橋梁)に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○
9	仙台(工)	東北支社	仙台工事事務所 宮城工事区画内 施工管理業務	宮城県仙台市	約12ヶ月	仙台工事事務所 宮城工事区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	○
10	仙台(工)	東北支社	仙台工事事務所 仙台工事区画内 施工管理業務	宮城県仙台市	約12ヶ月	仙台工事事務所 仙台工事区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	○
11	仙台(工)	東北支社	仙台工事事務所 仙台工事区画内 施工管理業務	宮城県仙台市	約12ヶ月	仙台工事事務所 仙台工事区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	○
12	仙台(工)	東北支社	仙台工事事務所 仙台工事区画内 施工管理業務	宮城県仙台市	約12ヶ月	仙台工事事務所 仙台工事区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A	A	A	B	B	B	B	B	A	○	
13	山形(工)	東北支社	東北中央自動車道 西尾高工区画内 施工管理業務	山形県山形市	約12ヶ月	山形工事事務所 西尾高工区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	C	B	B	A	A	A	A	A	A	○	
14	山形(工)	東北支社	東北中央自動車道 東工区画内 施工管理業務	山形県山形市	約12ヶ月	山形工事事務所 東工区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	B	A								○	
15	いわせ(工)	東北支社	いわせ工事事務所 いわせ工事区画内 施工管理業務	福島県いわせ町	約12ヶ月	いわせ工事事務所 いわせ工事区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	C	C	C	B	B	B	B	B	A	○	
16	いわせ(工)	東北支社	いわせ工事事務所 中工区画内 施工管理業務	福島県いわせ町	約12ヶ月	いわせ工事事務所 中工区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	C	C	C	C	C	C	C	A	A	○	
17	いわせ(工)	東北支社	いわせ工事事務所 西工区画内 施工管理業務	福島県いわせ町	約12ヶ月	いわせ工事事務所 西工区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	B	C	C	C	B	B	B	B	A	○	
18	いわせ(工)	東北支社	いわせ工事事務所 東工区画内 施工管理業務	福島県いわせ町	約12ヶ月	いわせ工事事務所 東工区画内の建設事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	C	C	C	C	C	C	C	C	A	○	
19	いわせ(工)	東北支社	いわせ工事事務所 橋梁施工管理業務	福島県いわせ町	約12ヶ月	いわせ工事事務所管内の橋梁・構造物に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	○	
20	青森(管)	東北支社	東北自動車道 青森管理事務所管内特定更新等事業(橋梁)に関する土木施工管理業務	青森県青森市	約12ヶ月	青森管理事務所管内の特定更新等事業(橋梁)に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	○	
21	十和田(管)	東北支社	東北自動車道 十和田管理事務所管内特定更新等事業(橋梁)に関する土木施工管理業務	秋田県十和田市	約12ヶ月	十和田管理事務所管内の特定更新等事業(橋梁)に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A	C	C	C	C	C	C	C	C	○	
22	十和田(管)	東北支社	平成30年度 十和田管理事務所管内特定更新等事業(橋梁)に関する土木施工管理業務	秋田県十和田市	約12ヶ月	〔設計・施工管理〕+十和田管理事務所管内の橋梁更新等事業に関する土木施工管理業務	新規				A	A	A	B	B	B	○	
23	盛岡(管)	東北支社	東北自動車道 盛岡管理事務所管内施工管理業務	岩手県盛岡市	約12ヶ月	盛岡管理事務所管内の特定更新等事業(橋梁)・橋梁更新等事業及び橋梁工事等(土工・橋梁・トンネル)に関する土木施工管理業務	新規				A	A	A	B	B	B	○	
24	北(管)	東北支社	東北自動車道 北上管内施工管理業務	岩手県北上市	約12ヶ月	北上管理事務所管内のスマートインターチェンジ事業に関する土木施工管理業務	継続(諸経費別)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	○	

平成31年1月7日 公表資料抜粋

施工管理業務に関する取組みについて



(5) 管理員単価、諸経費率の改訂等

(平成30年3月～)

① 管理員単価の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 国土交通省における、公共工事設計労務単価及び設計業務委託費等技術者単価の見直しに準じて、毎年管理員単価の見直しを実施(5年間で約2割の増)
② 諸経費率の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 国交省の発注者支援業務積算基準の業務内容、施工管理業務の業務実態を踏まえ、その他原価率(α)を30%⇒35%に引上げ
③ 継続随契の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 施工管理業務の継続契約の対象業務に、『当初契約から起算し概ね10年を限度』を明記し、事業計画の立案を支援 ● 管理技術者について、業務の継続性等に配慮したうえで、同等程度の業務実施上の能力を有する者へ継続契約時に交代できることを明記(平成30年6月～)



(6) 効率的な事業執行の推進

(平成31年1月～)

<p>① 夜間立会に要する費用の計上方法の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 夜間立会について、回数による検測を改め、直接人件費の管理業務費に含めた計上に変更 ● 夜間立会の回数増減に伴う契約変更が不要となることで、契約事務を効率化 ● 業務実施体制に、特記仕様書に示す夜間立会回数の管理員毎の内訳を記載し、受注者の内訳に基づき費用を計上
<p>② 書面交付の効率化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 請負契約(工事、調査等)の書面交付の効率化を施工管理業務においても適用 ● 業務打合簿、業務指示簿について、手交から電子メールによる交付へ変更することにより、受発注者間双方の生産性の向上に努める



《参考》①夜間立会に要する費用の計上方法の変更 イメージ



➤ 提出依頼する業務実施体制資料の様式に夜間立会の実施計画を追記

平成31年1月～

《業務実施体制》(様式2-1)

特記仕様書に示す夜間立会回数の管理員毎の内訳を記載し、受注者の内訳に基づき費用を計上

(夜間立会の実施計画)

格 (共通仕様書別紙-1 の区分)	予定数量
例) 管理員 I	例) 3 時間未満: ○人・回 3 時間以上: ▲人・回
例) 管理員 II	例) 3 時間未満: ○人・回 3 時間以上: ▲人・回
例) 管理員 III	例) 3 時間未満: ○人・回 3 時間以上: ▲人・回
例) 管理員 IV	例) 3 時間未満: ○人・回 3 時間以上: ▲人・回

[注意事項] 共通仕様書別紙-1 の区分毎に、対象工事の予定数量合計を記載すること。

工種・名称・細目	単位	数量	単価
業務原価			
直接原価			
直接人件費			
管理業務費	式	1	
夜間立会	回	●	

工種・名称・細目	単位	数量	単価
業務原価			
直接原価			
直接人件費			
管理業務費	式	1	



業務打合簿、業務指示簿について、手交から電子メールによる交付へ変更することにより、受発注者間双方の生産性の向上に努める

平成31年1月～

《共通仕様書》
(改訂案)

(25) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物を行い、発行年月日を記載し、署名または捺印したものを有効とする。また、「業務打合簿」及び「業務指示簿」の伝達に電子メールを使用する場合も上記と同様の取扱いとする。緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、速やかに有効な書面を作成するものとする。

様式第1-5-1号

業務打合簿

(業務名)

平成 年 月 日 業務打合簿を受領しました。	東日本高速道路株式会社 監督員	印	東日本高速道路株式会社 主任補助監督員	印
(内容)				
平成 年 月 日 業務打合簿を受領しました。		(株)〇〇〇〇 管理技術者		印

(注1) 2部作成し、発注者及び受注者各1部を保管する電子メールによる伝達とする。

(注2) 電子メールの場合、受理者は受領欄に押印したうえで、発議者に電子メールで返送のうえ、保管するものとする。

(注3) 内容欄には、下記事項毎に整理して記載すること

発注者側：指示、請求、通知、協議、回答、承諾

受注者側：請求、報告、申出、質問、協議、提出

(注4) 打合簿作成者側の受領表示は取消し線で削除すること。

【施工管理業務共通仕様書（平成31年1月）】

（別紙-1）管理員の格及び資格要件等

管理員の格は、下記の資格及び業務経験または経歴を有する者とする

格	管理員Ⅰ	管理員Ⅱ	管理員Ⅲ	管理員Ⅳ
資格、経験または経歴				
1) 資格	表-1の「○」のいずれかの資格要件を満足			2級土木施工管理技術検定における指定学科の卒業資格 ^{※6}
2) 業務経験 NEXCO ^{※●} が発注した施工管理業務の経験 ^{※1} a) 右欄の格の管理員として b) 右欄の年数以上の業務経験 ^{※2※4※5}	a) 管理員Ⅱ b) 管理技術者として3年以上 ^{※3}	a) 管理員Ⅲ b) 2年以上		
3) 経歴				建設コンサルタントでの12ヶ月以上の業務経歴 ^{※7}

表-1 資格要件

格	管理員Ⅰ	管理員Ⅱ	管理員Ⅲ	管理員Ⅳ
技術士（総合技術監理部門 ^{※8} ）	○	○	○	
技術士（建設部門 ^{※9} ）	○	○	○	
技術士（農業部門 ^{※10} ）	○	○	○	
技術士（森林部門 ^{※11} ）	○	○	○	
技術士補（建設部門）			○	
技術士補（農業部門）			○	
技術士補（森林部門）			○	
RCCM ^{※12}	○	○	○	
土木学会（特別上級技術者 ^{※13} ）	○	○	○	
土木学会（上級技術者 ^{※13} ）	○	○	○	
土木学会（1級技術者 ^{※13} ）		○	○	
土木学会（2級技術者）			○	
1級土木施工管理技士	○	○	○	
2級土木施工管理技士			○	

※●：NEXCOとは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「NEXCO3会社」）、旧日本道路公団（以下「JH」）をいう。

※1：施工管理業務の契約において、右欄の管理員資格として配置された契約（業務実施時に所有していた管理員資格ではなく、業務配置上の管理員資格をいう）。

※2：施工管理業務の契約において、a)の管理員資格以上で配置された契約の累計期間をいう。期間は、複数の契約の合計でも良い。

※3：施工管理業務における管理技術者をいい、現場業務責任者は、管理技術者の経験には含まない。期間は、複数の契約の合計でも良い。

※4：管理員の施工管理業務の業務経験は、JHまたはNEXCO3会社において、職員または社員として課長、工事長または助役以上で従事した期間を含むことができる。

※5：管理員Ⅱを担当技術者として配置する場合に限り、業務経験に、国土交通省が発注した発注者支援業務（積算技術業務・工事監督支援業務）の管理員（技術者）として経験した期間を含むことができる。

※6：指定学科以外卒業の者については、2級土木施工管理技術検定の学科試験合格者を同等とみなす

※7：業務経歴とは、建設コンサルタントに所属している期間をいい、配置（予定）期間までに延べ12ヶ月を経過していれば良い。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第十九条第三号にいう建設コンサルタントをいう。）

※8：総合技術監理部門の専門科目は、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、農業土木、森林土木

※9：建設部門の専門科目は、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境

※10：農業部門の専門科目は、農業土木

※11：森林部門の専門科目は、森林土木

※12：RCCMの部門は、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、農業土木、森林土木、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境

※13：特別上級技術者・上級技術者・1級技術者の部門は、鋼・コンクリート、地盤・基礎、流域・都市、調査・計画、設計、施工・マネジメント、メンテナンス、防災、総合、河川・流域、海岸・海洋、都市・地域、トンネル・地下、橋梁、調査・測量、マネジメント

なお、上表によらず下記のいずれかの要件に該当する者は同等の格と認める

要件	格	管理員Ⅰ	管理員Ⅱ	管理員Ⅲ
平成20年度までにJHまたはNEXCO3会社に右欄の管理員資格として認定され、平成21年度に財団法人高速道路調査会から管理員番号の通知を受けた者		技師B	技師C	技術員
平成21年度及び平成22年度に財団法人高速道路調査会が実施した管理員講習会の右欄の修了証の交付を受けた者		施工管理上級	施工管理中級	施工管理初級

また、管理員での業務経験には、上表に示す要件の業務経験も認める

例： JHが発注した施工管理業務での技術員の経歴（1年）と、NEXCO3会社が発注した施工管理業務での管理員Ⅲの経歴（1年）を合算することは可能

第7編 積算基準

施工管理等業務 積算基準

第7編 施工管理等業務 積算基準

目次

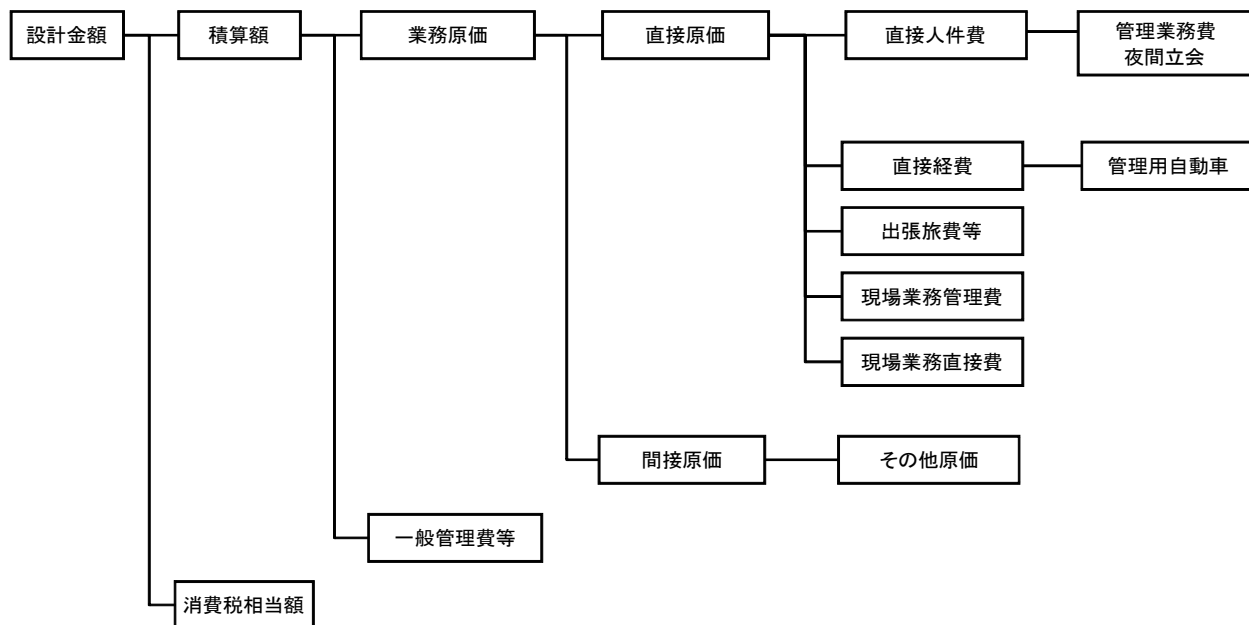
1. 適用	7-1
2. 積算価格の構成	7-1
3. その他原価・一般管理費等	7-1
4. 直接人件費	7-2
5. 直接経費	7-2
6. 出張旅費等	7-3
7. 現場業務管理費	7-3
8. 現場業務直接費	7-3
9. その他	7-4

第7編 施工管理等業務 積算基準

1. 適用

本編は、施工管理業務及び調査等管理業務（以下「施工管理等業務」という。）の積算に適用するものとする。

2. 積算価格の構成



3. その他原価・一般管理費等

(1) その他原価

その他原価は、間接原価からなる。

① 間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

$$\alpha = 35\% \text{ (管理員 I、II、III)}$$

$$\alpha = 25\% \text{ (管理員 IV)}$$

(2) 一般管理費等

一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。

① 一般管理費は、当該業務を実施する企業の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

② 付加利益は、当該業務を実施する企業を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用を含む。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価} - \text{出張旅費等} - \text{現場業務管理費} - \text{現場業務直接費}) \times \beta / (1 - \beta)$$

$$\beta = 35\%$$

4. 直接人件費

(1) 管理業務費

管理業務費とは、配置技術者が現場に常駐して施工管理等を行うもので、業務の規模（対象工事の工事数もいう）及び工事等の内容に応じて、必要な配置技術者の人員及び管理員資格の区分を組み合わせて年間業務を行うものをいう。

(i) 配置技術者の月額、下記の単価により算出する。

資格の区分	適用単価
管理員資格「管理員Ⅰ」	施工管理業務月額 技師B
管理員資格「管理員Ⅱ」	施工管理業務月額 技師C
管理員資格「管理員Ⅲ」	施工管理業務月額 技術員
管理員資格「管理員Ⅳ」	施工管理業務月額 技術補助員

(ii) 端数日を計上する場合は下記により算出するものとする。

(例) 5ヶ月と10日間の場合

$$5\text{ヶ月} + \frac{10}{30} = 5.33\text{ヶ月} \text{ (小数第3位を四捨五入)}$$

(iii) 標準的な業務の月額は、施工管理業務の種別及び業務区間における冬期作業休止期間に区分し、別途定める単価とする。(トンネル工事のように冬期作業がある場合や契約が冬期休止前に切れる場合等でも上記の区分の単価を使用するものとする)

(iv) 直接人件費月額区分は、下記による。

- (イ) 管理の施工管理業務
- (ロ) 建設（冬期休止無）の施工管理業務
- (ハ) 建設（冬期休止有）の施工管理業務
- (ニ) 建設の調査等管理業務

(2) 夜間立会

(i) 交通規制等の協議により定められた、夜間の特定の時間帯に実施する工事等の立会を実施する場合に適用する。

(ii) 夜間立会は、原則、日中の作業時間を夜間に振替、深夜手当で相当分を計上する。

(iii) 深夜手当の計上は、下記によるものとし、休憩時間を除いた6時間分を1人回とする。

(イ) 22時から翌朝5時までの深夜作業 …… 労働基準法第37条による。

割増係数 …… 同上

(iv) 夜間立会は、管理員資格の区分ごとに、人回単価とし、深夜手当対象の時間内における立会時間が3時間未満の場合は、0.5人回、立会時間が3時間以上の場合は全て1.0人回とする。

5. 直接経費

(1) 管理用自動車

管理用自動車は、自動車賃料・燃料費を一括で年間必要分を計上する。なお、自動車運転手は原則として計上しない。

(i) 自動車賃料

(イ) 自動車賃料 …… リース料金とし、仕様及び料金は下記を参考に決定する。

- ① 1,500ccライトバン（2WD）を標準とする
- ② 寒冷地等の現地条件により必要とする場合は1,500ccライトバン（4WD）とする
- ③ 月平均運転日数は19.5日／月とする。

(ii) 燃料費

- (イ) 燃料消費量（ガソリン） …… 1,500ccクラス 2.6ℓ/hとする。
- (ロ) 1日の運転時間は現場までの距離、現地状況、台数等を考慮のうえ決定する。
ただし、最高5時間までとする。

6. 出張旅費等

(1) 配置技術者出張旅費

- (i) 業務の遂行上、必要に応じて配置技術者を出張させることができる。
- (ii) 配置技術者出張旅費は、配置技術者1人1ヶ月当たり平均10,000円とする。
- (iii) 配置技術者出張旅費は、当該設計にあらかじめ一式で計上しておき精算するものとする。
旅費の算出にあたっては、旅行先別に調査等積算基準第1編1-4により交通費及び宿泊費を積上げるものとし、日当は計上しないものとする。

(2) 有料道路通行料金

有料道路通行料金は、下記(i)の場合に計上する。

- (i) 業務の遂行上有料道路を利用する必要があると認められる場合は、有料道路料金を計上することができる。
- (ii) 有料道路通行料金は、普通車の通行料金を計上する。また、月平均運転日数は、管理用自動車の燃料費の算定に準ずる。
- (iii) 有料道路通行料金は、当該設計にあらかじめ一式で計上しておき精算するものとする。精算は、精算調書により行うものとする。精算は、普通車で当該利用時間内のETCによる無線通行を適用した場合の最安値の通行料金を元に行うものとする。

7. 現場業務管理費

(1) 事務員

- (i) 事務員の人件費は、年間配置分を計上する。
- (ii) 端数日を計上する場合は、4.(1)(ii)に準ずるものとする。

(2) 滞在費

- (i) 滞在費とは、配置技術者が業務履行場所に常駐して業務を行うために必要な費用とする。
- (ii) 滞在費は、管理員IV、事務員を除く全ての配置技術者について計上する。
- (iii) 端数日を計上する場合は、4.(1)(ii)に準ずるものとする。

8. 現場業務直接費

(1) 水道光熱費

全ての配置技術者及び事務員分の水道光熱費を1人・1ヶ月当りの単価で年間必要分を計上する。

(2) 管理用事務室等費

(i) 管理用事務室

全ての配置技術者及び事務員分を対象に、貸与対象面積（管理用事務室）に対して1㎡・1ヶ月当りの単

価で年間必要分を計上する。

(ii) 管理用自動車保管場所

全ての管理用自動車を対象に、貸与対象面積（駐車マス）に対して $1 \text{ m}^2 \cdot 1$ ヶ月当りの単価で年間必要分を計上する。

(3) パーソナルコンピュータ

(i) 高速道路会社が貸与するパーソナルコンピュータの1人・1ヶ月当りの単価で年間必要分を計上する。

(ii) 見積者から提出される業務実施体制により、配置される全ての配置技術者及び事務員分のパーソナルコンピュータ費を一式として計上するものとする。

(iii) 端数日を計上する場合は、4.(1)(ii)に準ずるものとする。

(iv) 全ての配置技術者及び事務員分のパーソナルコンピュータ費用を、1人・1ヶ月当りの単価で年間必要分を計上する。

9. その他

(1) 随意契約扱いを行う場合の設計額の算出について

(i) 契約比率を考慮した設計金額を算出するものとする。

(ii) 契約比率の算出について

(1) 契約比率は、当初競争入札を行った時の契約金額（税抜き）を積算額（税抜き）で除したものである。

(2) ここでいう契約金額（税抜き）及び設計金額は次の金額を除いた金額とする。

(イ) 出張旅費等及び現場業務直接費

(ロ) その他仕様書等で金額を指定しているもの

(3) 契約比率は、小数点以下第5位を四捨五入して4位止めとする。

(2) 設計変更の事務手続き

(i) 事務手続

(1) 設計変更に伴い、契約済の工種（在来工種）に増減が生じる場合には、受注者から提出された内訳書の単価に基づき金額を算出し、本要領第1編「契約事務」に基づき、既契約金額との増減額を受注者に通知し、承諾書を徴収した後、契約を変更する。この場合において契約済の工種（在来工種）とは、受注者から提出された内訳書の名称及び細目までをいうものとする。この場合、率をもって算定されるその他原価及び一般管理費等については、下記(ii)により計算するものとする。

(2) 設計変更に伴い、名称又は細目の一部に未契約の工種（新規工種）が生じる場合には、本編に基づいて設計金額を作成し、本要領第1編「契約事務」に基づき、見積方通知書を交付し、見積書を徴収した後、契約を変更する。この場合、率をもって算定されるその他原価及び一般管理費等については、下記(ii)により計算するものとする。

(3) 上記(1)及び(2)が同時に生じる場合においては、(1)による手続き及び(2)による手続きを並行して行い、変更契約書はその結果を合わせて作成するものとする。

(ii) その他原価及び一般管理費等の算出方法**(I) 第1回変更設計の場合****(1) その他原価**(イ) 在来工種（当初契約）のその他原価（ S_{K1} ）

$$S_{K1} = \frac{A_{K2}}{A_{K0}} \times S_{K0}$$

(ロ) 新規工種のその他原価（ S_{N1} ）

$$S_{N1} = A_{N1} \times \alpha / (1 - \alpha) \times \left(\frac{X_{K0}}{X} \right)$$

(2) 一般管理費等(イ) 在来工種（当初契約）の一般管理費等（ T_{K1} ）

$$T_{K1} = \frac{(A_{K2} + A_{K3} + S_{K1})}{(A_{K0} + A_{K1} + S_{K0})} \times T_{K0}$$

(ロ) 新規工種の一般管理費等（ T_{N1} ）

$$T_{N1} = (A_{N1} + A_{N2} + S_{N1}) \times \beta / (1 - \beta) \times \left(\frac{X_{K0}}{X} \right)$$

 A_{K0} ：当初契約の内訳書（受注者提出）の直接人件費の合計 A_{K1} ：当初契約の内訳書（受注者提出）の直接経費の合計 A_{K2} ：内訳書（受注者提出）の単価による設計変更後の在来工種の直接人件費の合計 A_{K3} ：内訳書（受注者提出）の単価による設計変更後の在来工種の直接経費の合計 A_{N1} ：新規工種の直接人件費の合計 A_{N2} ：新規工種の直接経費の合計 S_{K0} ：当初契約の内訳書（受注者提出）のその他原価 T_{K0} ：当初契約の内訳書（受注者提出）の一般管理費等 X ：高速道路会社の当初積算額（調査等積算要領1-7-3(4)(ii)の金額を除く） X_{K0} ：当初契約額（税抜き）（調査等積算要領1-7-3(4)(ii)の金額を除く） α ：35%（管理員IVは25%） β ：35%**(II) 第2回変更設計の場合****(1) その他原価**(イ) 在来工種のその他原価（ S_{K2} ）

$$S_{K2} = S_{K12} + S_{M12}$$

(a) 当初契約分のその他原価（ S_{K12} ）

$$S_{K12} = \frac{A_{K12}}{A_{K0}} \times S_{K0}$$

(b) 第1回設計変更時の新規工種分のその他原価 (S_{M12})

$$S_{M12} = \frac{A_{M12}}{A_{M1}} \times S_{M1}$$

(p) 新規工種のその他原価 (S_{N2})

(I) (i) (p)による

(2) 一般管理費等

(i) 在来工種の一般管理費等 (T_{K2})

$$T_{K2} = T_{K12} + T_{M12}$$

(a) 当初契約分の一般管理費等 (T_{K12})

$$T_{K1} = \frac{(A_{K12} + A_{K13} + S_{K12})}{(A_{K0} + A_{K1} + S_{K0})} \times T_{K0}$$

(b) 第1回設計変更時の新規工種分の一般管理費等 (T_{M12})

$$T_{M12} = \frac{(A_{M12} + A_{M13} + S_{M12})}{(A_{M1} + A_{M2} + S_{M1})} \times T_{M1}$$

(p) 新規工種の一般管理費等 (T_{N2})

(I) (ii) (p)による

A_{K12} : 第1回変更契約の内訳書 (受注者提出) の在来工種 (当初契約分) の設計変更後の直接人件費の合計

A_{K13} : 第1回変更契約の内訳書 (受注者提出) の在来工種 (当初契約分) の設計変更後の直接経費の合計

A_{M12} : 第1回変更契約の内訳書 (受注者提出) の新規工種分の設計変更後の直接人件費の合計

A_{M13} : 第1回変更契約の内訳書 (受注者提出) の新規工種分の設計変更後の直接経費の合計

A_{K0} : 当初契約の内訳書 (受注者提出) の直接人件費の合計

A_{K1} : 当初契約の内訳書 (受注者提出) の直接経費の合計

A_{M1} : 第1回変更契約の内訳書 (受注者提出) の新規工種の直接人件費の合計

A_{M2} : 第1回変更契約の内訳書 (受注者提出) の新規工種の直接経費の合計

S_{K0} : 当初契約の内訳書 (受注者提出) のその他原価

S_{M1} : 第1回変更契約の内訳書 (受注者提出) の新規工種分のその他原価

T_{K0} : 当初契約の内訳書 (受注者提出) の一般管理費等

T_{M1} : 第1回変更契約の内訳書 (受注者提出) の新規工種分の一般管理費等